

別紙23（水産業強化対策整備に関する事業に係る取扱い）

第1 実施手続等

（1）対象施設の整備の施行

対象施設の整備は、直営施行、請負施行又は委託施行によって実施するものとし、個々の施設整備については、一つの施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、工種又は施設等の区分を明確にして二つ以上の施行方法により施行することができる。また、施行方法ごとに、次の事項に留意すること。

ア 直営施行（実施主体において実施設計書に基づき、直接、材料の購入、人夫の使役等を行い所定の期間内に対象施設の整備を実施することをいう。）

（ア）現場の主任等を選任し、工事の適正な遂行を図ること。

（イ）選任した現場主任等に、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、使役人夫の出面の確認等を行わせるほか、主要工事及び埋没又は隠蔽により明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

イ 請負施行（実施主体において、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させることをいう。）

請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期すること。

（ア）請負方法

a 工事の請負は、原則として、競争入札に付して行うこと。

b 競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しない場合等においては、随意契約によって行うことができる。

c 入札に当たっては、「農業協同組合等が補助事業で実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和53年4月12日付け53経第639号農林事務次官依命通知）、「漁業協同組合等が補助事業により実施する漁業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和57年12月3日付け57水漁第4760号水産庁長官通知）及び「漁業協同組合等が補助事業により実施する施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制の取り扱いについて」（昭和62年11月2日付け62水漁第4139号水産庁長官通知）に基づく指導に従うこと。

（イ）工事の指導監督

a 契約と同時に、請負人に工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させること。

b 自己に代わって工事の指示監督に当たる現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び図面に定められた事項について、工程表のとおり工事の施行がなされるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋没又は隠蔽により明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工

事の施行状況を明確にすること。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

- a 工事を完了したときは、請負人に工事完了届を提出させ、契約書に定められた期間内（検査期日の定めがない場合は、施設等の工事完了後14日以内）に竣工検査を行い、施設等の引渡しを受けること。
- b 竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度竣工検査を行った後、引渡しを受けること。
- c 竣工検査に合格した工事については、請負人に工事引取書を交付すること。

ウ 委託施行（実施主体において工事の委託先を定め、工事受託人に実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて工事費の精算を行うことをいう。以下同じ。）

(ア) 対象施設の整備を委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にすること。

(イ) 委託施行に係る工事の指導監督並びに検査及び引渡しは、請負施工に準じて適正に行うこと。

(2) 関係書類等の整備

対象施設の整備実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存すること。

- ア 事業に係る交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書及び設計書類等
- イ 工事施行に関する書類等
- ウ 財産管理台帳、管理規程等の施設管理に関する書類等

(3) 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理すること。

ア 対象施設の整備の実施に係る経理は、独立の帳簿を備える等の方法により、他の経理と区分すること。

なお、交付の対象とならない事業費を含む全事業費を一括して経理する場合は、経理上、交付対象事業費と交付の対象とならない事業費とを明確に区分すること。

イ 分担金（負担金）等の徴収に当たっては、分担金（負担金）徴収の根拠法令のあるものはもとより、任意組合等の根拠法令等のないものの場合にも、令書を発行する等の方法により、個人別分担（負担）を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

ウ 事業費の支払いは、請負人からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度、領収書を受領しておくこと。

エ 金銭の出納は、金銭出納簿を設けて行い、必要に応じ金融機関の預金口座等を設けておくこと。

オ 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

第2 交付対象事業費の取扱いについて

交付対象事業費の取扱いについては、次のとおりとする。

1 交付対象事業費の内容及び構成

交付対象事業費の内容は、次のとおりとする。

(1) 海上土木工事（以下「海上工事」という。）

工事費（支給品費を含む。以下同じ。）、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表1－1を参照）

(2) 陸上建設工事（以下「建設工事」という。）

工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。以下同じ。）、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表1－2を参照）

(3) 機械器具のみの購入（以下「機械器具購入」という。）

機械器具購入費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表1－3を参照）

2 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

(1) 海上工事

ア 海上工事の積算については、工事費、工事雑費及び消費税相当額に区分して積算するものとする。

イ 交付対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

工事費は、当該事業の施行に必要な直接的経費とし、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、工事費については本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費に、それぞれ区分して積算するものとする。

a 本工事費

当該事業の目的物の建設等に直接必要な経費とする。

b 附帯工事費

本工事の施工に必要な他の施設又は設備の工事に要する経費とする。

c 測量及び試験費

当該事業の施行に必要な測量、調査、試験、観測、設計、工事監督、検査及び機雷等の危険物探査等の委託又は請負に要する経費並びに前記業務を実施主体が直接行う場合に必要な日々雇用の単純労働に従事する者に対する人夫賃等とする。なお、当該年度の工事に関連して必要とされる翌年度に係るものも含むものとする。

d 用地及び補償費

工事の施工に伴う損失等に対する補償に要する経費（補償金に代えて当該事業者等が直接施工する補償工事に要する経費も含む。）とし、土地等の取得に要する経費は含まないものとする。

e 船舶及び機械器具費

当該事業の施行に直接必要な船舶、機械器具等であって当該事業者等が所有又は占有するものの購入、借上、運搬、据付、撤去、製作及び修理に要する経費とする。

f 営繕費

当該事業の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫及び仮設宿舍等の建物であって当該事業者等の所有又は占有となるものの新築、補修、移転又は借上に要する経費並びにこれらの建物に係る土地の借上等に要する経費とする。

(イ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表3に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(2) 建設工事

ア 建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額に区分して積算するものとする。また、乾燥機、冷蔵庫等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

イ 交付対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

a 積算方法

工事費は、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、建設工事費については直接工事費、共通仮設費及び諸経費に、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費については本機、附属作業機械等に、それぞれ区分して積算するものとする。

この場合において、製造請負工事費及び機械器具費については、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

b 支給品費

(a) 支給品費は、請負施行又は委託施行において、実施主体が請負人等に原則として無償で支給する工事材料に係る費用とし、請負施行等に係る工事費と分離して積算するものとする。

(b) 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な費用を加えた額とする。

(c) 工事材料について支給を行う場合は、当該工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として当該工事材料を支給品費として積算

するものとする。

c 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要な費用であって、別表2に掲げるものとし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

d 諸経費

(a) 諸経費は、請負施行における請負人又は委託施行における受託人が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費等とする。ただし、共通仮設費に算入するものを除く。）及び一般管理費等（本店、支店等における営業上の諸費用及び利益）とする。

(b) 諸経費の積算は、原則として現場経費、一般管理費等に区分して行うものとし、それぞれの直接工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率）以内とする。

(イ) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設計に必要な費用）とし、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とするものとする。なお、実施設計と併せて工事の管理を建築士事務所等に委託する場合においては、当該管理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表3に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(3) 機械器具購入

機械器具購入費については本機購入費、付属機械器具購入費、事業雑費にそれぞれ区分して積算するものとする。この場合、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

3 工事費及び機械器具購入費の各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税相当分を含まないものとする。

4 消費税等相当額は、請負施行及び委託施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては消費税の税率を乗じて得た額、附帯事務費、附帯事業費、工事雑費、直営施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては各費目ごとに算定した額とする。

第3 施設等の管理の方針

実施主体は、交付金事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（施設並びに取

得価格50万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。)を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改良等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

第4 施設等の管理

- 1 施設等の管理は、原則として実施主体が行うものとし、施設等の管理状況を明確にするため、別記様式第1号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- 2 実施主体が直接管理を行うことができないときは、その管理を当該施設等により直接受益する漁業協同組合等の団体であって、原則として当該対象施設の整備の実施主体となりうるものに委託して行うことができる。
- 3 この場合、実施主体の長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、所在、移管の年月日、管理方法及び管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を結ぶものとする。

第5 管理の方法

- 1 管理主体の長は、その管理する施設等について、所定の手続により管理規程又は利用規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、施設等の永続的活用を図りうるよう施設等の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。
- 2 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 施設等の種類、名称、構造、規模、型式、数量
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 管理責任者
 - (5) 利用者の範囲
 - (6) 利用方法に関する事項
 - (7) 利用料に関する事項
 - (8) 施設等の保全に関する事項
 - (9) 施設等の償却に関する事項
 - (10) 施設等の管理運営の収支計画に関する事項
- 3 管理主体の長は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

第6 施設等の処分等について

- 1 交付金の交付を受けた沖縄県知事は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に本来の用途若しくは目的以外に使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 上記以外の増改築等に伴う手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 交付金の交付を受けた沖縄県知事は、施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築、模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、内閣府沖縄総合事務局を経由して別記様式第2号により水産庁長官へ届け出させるものとする。

第7 災害の報告

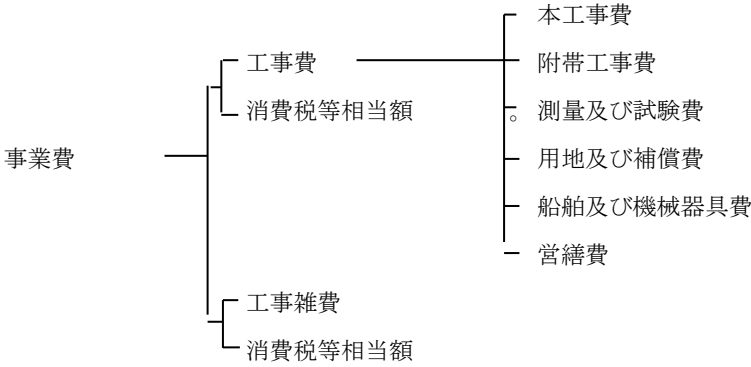
- 1 交付金の交付を受けた沖縄県知事は、あらかじめ管理主体に対し、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が30万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況をとりまとめ沖縄県知事に報告するよう指導するとともに、当該報告を管理主体から受けたときは、施設等の被災状況を調査確認し、調査の概要及びそれに対する意見並びに被災写真等を付して、内閣府沖縄総合事務局を経由して別記様式第3号により水産庁長官に報告するものとする。

第8 指導監督

- 1 交付金の交付を受けた沖縄県は、管理主体の長が樹立する施設等の運営のための事業計画の樹立及びその実施について、適切な助言指導を行うものとする。
- 2 交付金の交付を受けた沖縄県は、施設等の管理運営状況を把握し、施設等が補助の目的に従って適正かつ効率的に運営されるよう、適時に実地調査等を行い、適切な指導を行うものとする。
- 3 交付金の交付を受けた沖縄県は、管理主体の長が関係書類の整備、施設等の管理及び処分等に適切な措置を講じるよう十分指導監督するものとする。

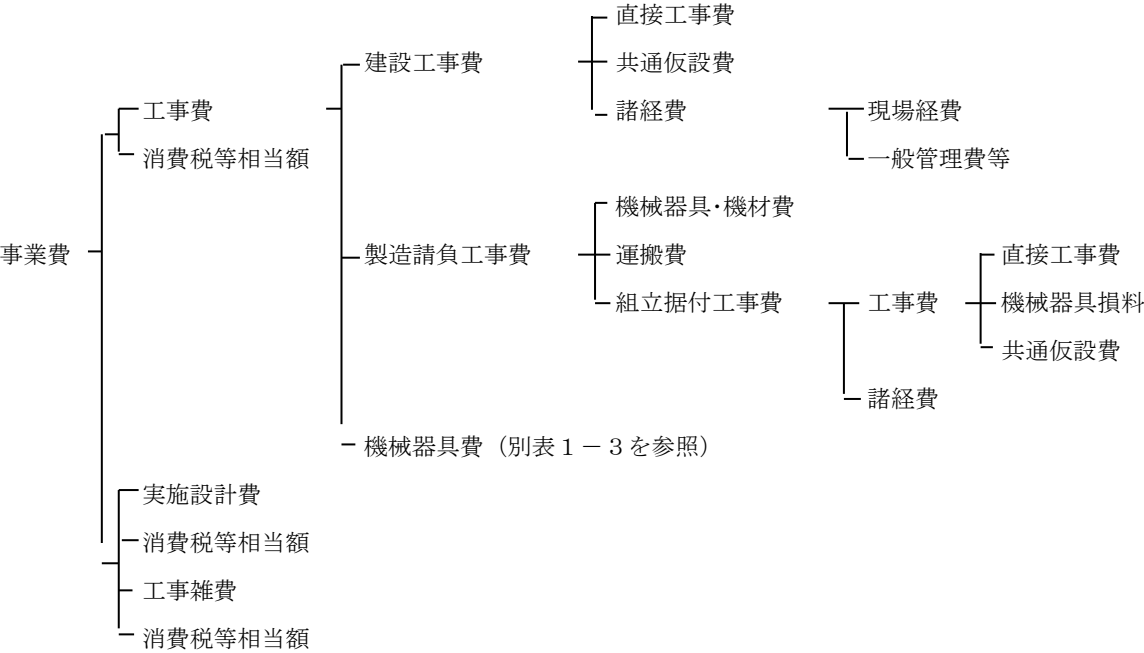
別表 1－1

対象施設の整備内容のうち海上工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



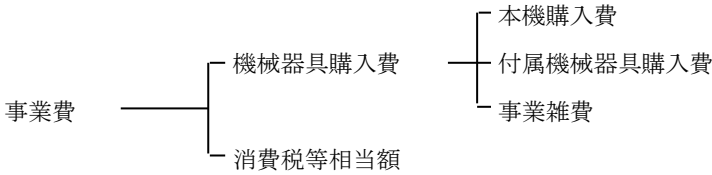
別表 1－2

対象施設の整備内容のうち建設工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



別表 1－3 機械器具購入に係る事業費構成

対象施設の整備の内容のうち機械器具のみの購入に係るものについては、次の表を標準とする。



事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

別表２ 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、あとかたづけ、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表３ 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（交付金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料、雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使 用 料 及 び 賃 借 料	土地建物、貨客兼用自動車又は船舶、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	
公 社 一 般 管 理 費	公社営事業における公社の本社経費等

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

別記様式第 1 号

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 沖縄県

地区名		事業実施年度			令和 年度		水産業強化支援事業費（防災対策）									
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限 期間		処分の状況		摘 要	
交付 対象 施設 の 種類	事業 実施 主体	工種、 構造 施設 区分	施工 箇所 又は 設置 場所	事業 量	着 工 年 月 日	し ゅ ん 工 年 月 日	総 事業 費	負担区分				耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承認 年 月 日		処 分 の 内 容
								国庫 交付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他					
小計																
小計																
合計																

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等種別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

施設等の増改築等報告書

水産業強化支援事業（防災対策）により設置した施設等の令和○年度における増改築等の状況について、別紙のとおり報告する。

（注）内閣府沖縄総合事務局長から水産庁長官に提出する際には、「内閣府沖縄総合事務局長」を「水産庁長官」に、「沖縄県知事」を「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

別紙

区 分	実施主体	施 設 名	施設取得年度	増改築等の内容 及び理由	費 用	備 考
増 築						
	小 計	—	—	—		
改 築						
	小 計	—	—	—		
移 転						
	小 計	—	—	—		
模様替						
	小 計	—	—	—		
合 計		—	—	—		

- (注) (1) 設計単位を一単位として記入すること。
- (2) 小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

番 号
年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 氏 名

施 設 被 害 報 告 書

令和○年度水産業強化支援事業（防災対策）により設置した施設について被害報告があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 対象施設の整備名（対象施設の整備の内容）
- 2 実施主体
- 3 施設等の所在地
- 4 施設等の構造、規模及び能力等
- 5 事業費（国庫交付金額及び沖縄県負担額の区分）
- 6 災害の種類及び被害の程度（被災前及び被災後の施設等の写真を添付）
- 7 被害の原因
- 8 被災状況の調査概要
- 9 被災状況の調査に基づく沖縄県の意見
- 10 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額（見込み）
- 11 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 12 その他（被害復旧計画及び資金計画）

（注）内閣府沖縄総合事務局長から水産庁長官に提出する際には、「内閣府沖縄総合事務局長」を「水産庁長官」に、「沖縄県知事」を「内閣府沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

第1 趣旨

地球温暖化防止や国土保全などの森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることへの国民の要請がますます高度化・多様化する中、適切な林業生産活動を通じて森林の諸機能を持続的に発揮させていく必要がある。しかし、我が国の森林・林業・木材産業をめぐる情勢は、林業採算性の悪化や山村地域の高齢化・過疎化の進展等により、地域住民により行われてきた適切な森林の整備・管理が不十分となりつつある。他方で、国際的な木材の需給構造が変化する中で、需要者ニーズに対応しつつ国産材を安定的に供給していくことが必要となっている。

このような情勢を踏まえ、森林の多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）の基本理念の達成や、森林吸収源対策の推進に資するためには、川上・川下の連携強化による木材の安定供給、森林施業の集約化及び間伐の推進などを図りつつ、地域の自主性・裁量を高めることを通じて、社会全体で森林づくりを支える国民意識の醸成、国民参加による森林整備、特用林産の振興、木材利用及び木材産業体制整備の推進のための取組等を積極的に支援していくことが重要である。

沖縄振興公共投資交付金（以下この別紙において「本交付金」という。）は、こうした森林・林業・木材産業をめぐる情勢を考慮するとともに、地域の持つ力を最大限に引き出しつつ、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進のため、関連する諸施策を効率的かつ効果的に展開しようとするものである。

第2 事業の内容

- 1 本交付金は、第1の趣旨を踏まえ、林業の持続的かつ健全な発展（以下この別紙において「目的」という。）の実現に資する施策の実施に必要な経費に充当するものとする。
- 2 1の目的ごとの具体的な目標（以下この別紙及び次の別紙において「目標」という。）、メニュー、事業実施主体（以下この別紙において「事業主体」という。）及び交付率は別表のとおりとする。
- 3 2のメニュー以外にも、1の目的の達成のため、別に定めるところにより、地域提案事業を行うことができるものとする。

第3 目標を定量化する指標及び事業計画

1 目標を定量化する指標及び事業計画の作成

本交付金により、第2の1の目的を実現しようとする沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）は、目標の達成状況を明らかにするために、目標を定量化する指標（以下この別紙において「指標」という。）を定めた上で、本交付金に係る事業計画を作成するものとする。

なお、指標の設定及び事業計画の作成については、別に定めるところによる。

2 事業計画の変更

知事は、必要に応じて事業計画の変更を行うものとする。

ただし、別に定める重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 事業実施の報告

知事は、別に定めるところにより、事業の実施状況及び事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第5 事業評価

本交付金により実施した事業に係る事前評価及び事後評価については、別に定めるところにより、実施するものとする。

第6 改善措置等

1 知事は、事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を沖縄総合事務局長に報告するものとする。

2 沖縄総合事務局長は、1の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第7 交付金の適正な執行の確保等

1 知事は、事業主体による本事業の実施について、総括的な指導監督を行うとともに、本交付金の効果的かつ適正な推進を図るため、関係行政機関、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

2 国は、知事等に対し、本交付金による事業の実施に関する資料の提出を求めることができることとし、本交付金の事業の実施について、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

第8 その他

本交付金の事業の実施につき必要な事項は、この運用に定めるもののほか、別に定めるところによる。

別表

目的	目標	メニュー	事業主体	交付率
林業の持続的かつ健全な発展	望ましい林業構造の確立	沖縄林業構造確立施設の整備 (1) 沖縄林業構造確立施設整備 ①経営確立促進調査 ②高性能林業機械等整備 ③コンテナ苗生産基盤施設等整備 ④特用林産振興施設等整備 ⑤森林空間活用施設整備 ⑥木材加工流通施設等整備 ⑦木質バイオマス利用促進施設整備 ⑧木造公共建築物等整備 ⑨需要拡大施設整備 ⑩生活環境施設整備 (2) 沖縄林業構造確立施設整備附帯事業 (1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等	県、市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、地方公共団体の組合、その他政令で定めるところの公共施設の整備主体、木材関連業者等の組織する団体、林業事業者、P F I 事業者、社会福祉法人、一部事務組合、民間事業者、地域材を利用する法人、きのこ原木等生産者、林業種苗法に基づく生産事業者等、認定特定増殖事業者等及び知事が別に定める特認団体とし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定めるものとする。	(1) 定額（2/3、1/2、4/9、1/5、5/100 以内） (2) 沖縄林業構造確立施設整備附帯事業は1/2以内 (3) 附帯事務費については事務費の1/2以内

別紙25（沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い）

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用（以下この別紙において「運用」という。）の内容等については、以下のとおりとする。

第1 事業の内容等

1 交付対象経費

沖縄振興公共投資交付金（以下この別紙において「本交付金」という。）の交付対象経費については、別紙1のとおりとする。

2 地域提案事業

- （1）運用第2の3の地域提案事業は、運用別表の目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業とする。
- （2）（1）の事業実施主体（以下この別紙において「事業主体」という。）、交付率及び交付対象経費は、一体となって実施しようとする事業に係る事業主体、交付率及び交付対象経費に準ずるものとする。
- （3）沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）は、本交付金の交付を受けた金額の20%の範囲内で、地域提案事業に係る経費の一部を事業主体に交付することができるものとする。

3 補助対象施設

本交付金の事業の対象施設は、別表1のとおりとする。

第2 事業計画

- 1 知事は、実施要件確認に必要な資料として、運用第3の規定に基づき、毎年度、事業の開始前に様式2により当該年度の事業計画、様式3により事前点検シートを作成し、様式1により沖縄総合事務局長に提出するものとする。
- 2 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

運用第3に定める目標を定量化する指標（以下この別紙において「指標」という。）は、別表2の指標のガイドラインに基づき記載するものとし、該当する指標に関する沖縄県が設定する指標（以下この別紙において「全体指標」という。）のほか、個々に設定する指標（以下この別紙において「個別指標」という。）とする。

 - （1）基本的事項（森林・林業・木材産業に係る現状と課題、施策の基本方針等）
 - （2）全体計画（目標、全体指標）
 - （3）個別計画
 - ア 個別指標
 - イ 具体的事業内容
 - ウ 費用対効果分析結果
- 3 知事は、事業計画の作成に当たっては、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項の規定に基づく「森林・林業基本計画」、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に定める全国森林計画、同法第4条第5項に定める森林整備保全事業計画、同法第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める関係市町村の市町

村森林整備計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第2項の規定に基づく「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第2項の規定に基づく「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第3項の規定に基づく「木材安定供給確保事業に関する計画」及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条第2項の規定に基づく「防災林業経営施設整備計画」、関係する流域において策定されている流域林業活性化実施計画、地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体及び地域住民等との必要な調整を図るものとする。

4 事業計画の内容は、沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム等の沖縄県が定める目標の達成に資するものとする。

5 事業計画の変更

運用第3の2に定める重要な変更については、次の場合に、様式1により行うものとする。ただし、附帯事業は除く。

（1）目標単位での指標（指標の種類及び数値）の追加・変更又は廃止

（2）目標単位での事業主体の新設

6 事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、別紙2のとおりとする。

第3 他の施策・事業等との調整

知事は、本交付金の事業の実施に当たって、国及び県等の森林林業に関する諸施策や補助事業等と十分に調整、連絡を図るものとする。

第4 事業の実施

1 事業は、第2の事業計画に基づいて、それぞれの事業主体が所要の手続を経て実施するものとする。

2 事業に係る本交付金の交付申請、受領及び事業主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、知事が行うものとする。

3 知事及び事業主体は、地域の実情に鑑み、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

第5 事業実施の報告

知事は、運用第4に基づき、様式4により実施報告書を作成し、沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第6 達成状況報告

知事は、運用第4に基づき、様式5により、指標の達成状況について、下記のとおり沖縄総合事務局長へ報告するものとし、事業主体は、知事が行う達成状況の報告に必要な

な調査その他必要と判断される事項（本交付金の事業により整備した木材加工流通施設ごとの木材安定取引協定等に基づく原木の取引総量及び総額など）の調査等に協力しなければならない。

なお、知事は、調査の結果を踏まえ、市町村長及び事業主体に対して、山元への利益還元状況を含めた山元との連携状況について聴取することができるものとする。

1 全体指標

（１）目標年度は、事業完了の翌年度（以下この別紙において「調査初年度」という。）から起算して５年目とする。

（２）調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の１０月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

2 個別指標

（１）目標年度は、調査初年度から起算して５年目とする。

（２）調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の１０月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下この別紙において「収支を伴う施設」という。）、林業機械作業システム整備により導入した林業機械による素材生産事業に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含む。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の１０月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

ただし、上記による報告のうち、様式５の２については、各調査年度の翌年度の８月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

（３）低調な施設等についての報告

（２）の報告で、事業計画に対し達成率が８０％未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、運用第６に基づく改善措置等を第８により実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

第７ 事業評価

１ 運用第５に基づき、事業主体は、個別の施設について、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第９００号林野庁長官通知）第９の２により、なお効力を有することとされた森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領（平成２５年５月１６日付け２５林政経第１０６号林野庁長官通知。以下この別紙において「事業評価実施要領」という。）に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。ただし、事業評価実施要領については、森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領の一部改正について（平成２９年３月３１日付け２８林政経第３０７号林野庁長官通知）を適用するものとする。

2 事前評価

事業主体は、事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

3 事後評価

事業主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。また、収支を伴う施設については、調査初年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行うこととし、知事に報告するものとする。

なお、上記による報告を受けた知事は、様式6により各評価年度の翌年度の10月末日までに運用第4に基づく達成状況報告と併せて沖縄総合事務局長に報告するものとする。

4 その他

上記のほか、知事は、運用第4に基づく達成状況報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

第8 改善措置等

運用第6に基づく改善措置等については、次のとおりとする。

1 低調である場合とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。

(1) 事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70%未満である場合又は単年度で50%未満の場合

(2) 事業計画に定める指標の目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満である場合

2 知事は、1の(1)又は(2)の場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者)等による経営指導並びに事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という。)を実施し、その結果について様式7により沖縄総合事務局長に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。

3 知事は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を様式5に準じて沖縄総合事務局長へ報告するものとする。

4 知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を沖縄総合事務局長へ報告するものとする。

5 沖縄総合事務局長は、知事から4による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合は、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときには、知事に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。

第9 事業の透明性・客観性の確保

知事は、本交付金による事業に係る事業計画（変更計画含む。）、達成状況報告、事業評価結果、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

第10 施設の管理

事業主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業主体とする。以下同じ。）は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産等については、本交付金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。

第11 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式8により沖縄総合事務局長に提出することとする。

第12 その他

沖縄総合事務局長は、第2の1及び6、第5、第6、第7の3、第8の2、3及び4及び第11に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

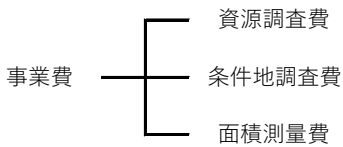
別紙 1

交付対象経費

1 事業費

(1) 経営確立促進調査

ア 地域森林資源調査事業



(ア) 資源調査費

当該林分についての蓄積調査、成長量調査、土壌調査等に要する経費とし、その内容は、調査技師及び補助作業員に対する賃金、委託費及び消耗品費とする。

(イ) 条件地調査費

当該地域についての調査等に要する経費とし、その内容は、調査技師及び補助作業員に対する賃金、委託費及び消耗品費とする。

(ウ) 面積測量費

測量技師及び補助作業員に対する賃金、委託費、標識費及び消耗品費とする。

イ 施設導入調査事業

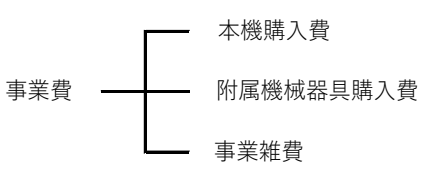
謝金、賃金、委託費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び旅費とする。

(2) 高性能林業機械等整備

ア 林業機械作業システム整備

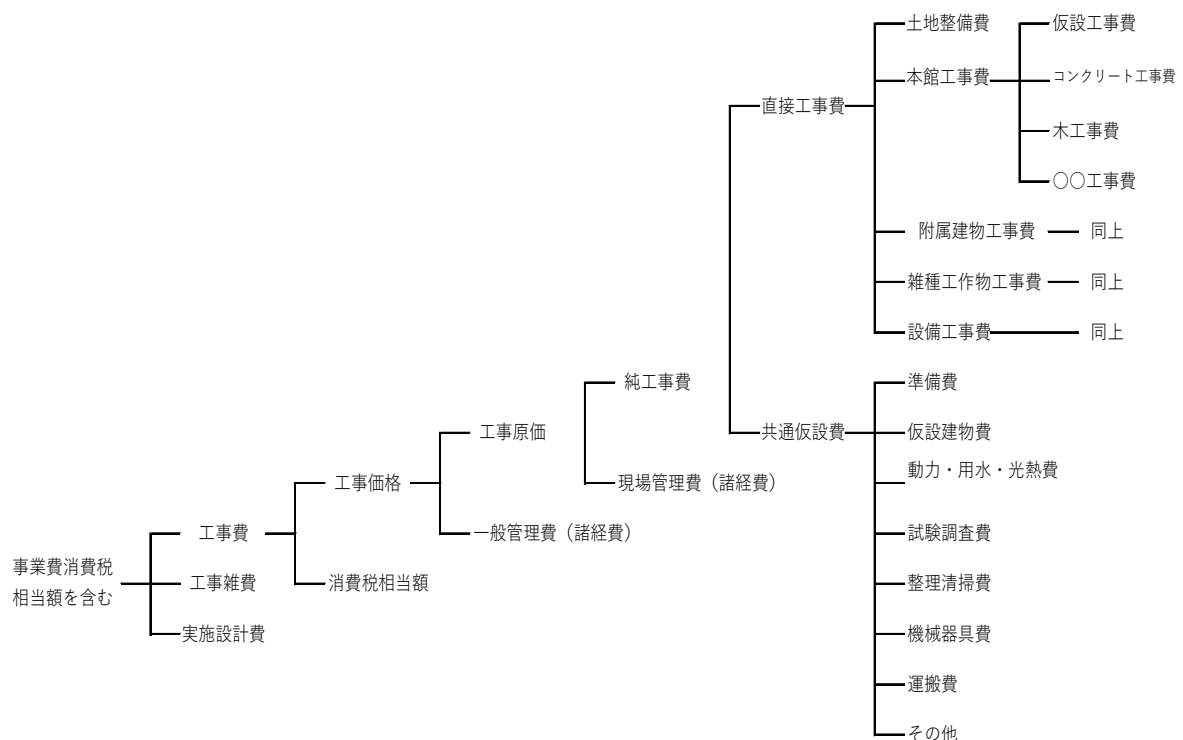
機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

(ア) 機械器具費



事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。
 (イ) 建物建築費及び構築物設置費



a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮 設 建 物 費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試 験 調 査 費	全般的な試験、調査等に要する経費
整 理 清 掃 費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費

そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費
-------	-------------------

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次の表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分		内 容
報 賃	酬 金	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 需	費 用 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 委	務 託 料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費 登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料		土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費		事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費		

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1

日付け11林野計第134号林野庁長官通知)、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準(平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知)、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知)及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知)に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

- a 指導監督費は補助対象としないものとする。
- b 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。
- c 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

なお、歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛に定める用地造成工事に係る歩掛を適用するものとする。

(エ) その他

本事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)によるものとする。

イ 効率化施設整備

(ア) 効率化作業基地整備

土地整備費及び構築物の設置費とし、アに準ずる。

(イ) 林業生産施設

アに準ずる。

ウ 活動拠点施設整備

アに準ずる。

(3) コンテナ苗生産基盤施設等整備

ア コンテナ苗生産基盤施設等

(ア) コンテナ苗生産基盤施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具

(2)のアに準ずる。

(イ) コンテナ苗生産資材

コンテナ苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

イ コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

(ア) 幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具

(2)のアに準ずる。

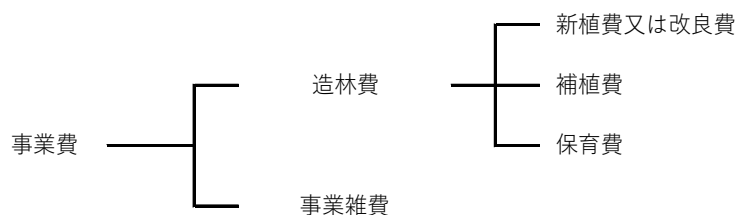
(イ) 幼苗生産資材

コンテナ苗の幼苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

(4) 特用林産振興施設等整備

ア 特用林産物生産基盤整備

(ア) 特用樹林造成



a 造林費

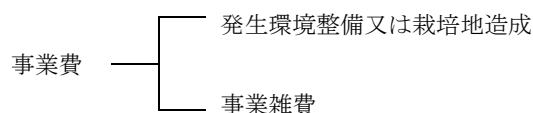
区 分	内 容
新 植 費	地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等
改 良 費	(なら、くぬぎ等) 地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
	(竹) 不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
補 植 費	苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等
保 育 費	下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等

それぞれの経費には、賃金にかかる社会保険料(賃金支弁者の負担分に限る。)、人員輸送車及び役職手当等の諸手当を含むものとする。

b 事業雑費

当該造林予定地について実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びに造林事業を実施する際に要する雑費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑役務費及び旅費とする。

(イ) 山菜・薬草等造成



a 発生環境整備

地床整備費、枝打費、除伐費、支障木整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等とする。

b 栽培地造成

整地費、耕うん費、枝打費、除伐費、支障木整理費、土壌改良費、わさび田造成費等とする。ただし、おうれんにあつては、新植、播種及び保育を含むものとする。

c 事業雑費

(ア) のbに準ずる。

(ウ) 作業道等整備

(2) のアの(ウ) に準ずる。

(エ) ほだ場等造成

特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成、給排水施設等の整備に要する次の経費とする。

a 林間ほだ場造成

地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。

b 事業雑費

(ア) のbに準ずる。

イ 特用林産物生産施設

(2) のアに準ずる。

ウ 特用林産物加工流通施設

(2) のアに準ずる。

エ 廃菌床等活用施設

(2) のアに準ずる。

オ 特用林産物獣害対策施設

(2) のアに準ずる。

(5) 森林空間活用施設整備

ア 教養文化施設整備

林業体験林、山菜園及びきのこ園整備費は(4) のアの(ア) に準ずるほか、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土築費、構築物設置費及び土地整備費は(2) のアに準ずる。

イ 林間広場施設整備

森林浴歩道整備費は(2) のアの(ウ) に、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土地整備費は(2) のアに準ずる。

ウ 山村体験交流施設整備

(2) のアに準ずる。

エ 森林空間管理施設整備

取付道路は(2) のアの(ウ) に、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土地整備費は(2) のアに準ずる。

(6) 木材加工流通施設等整備

ア 木材加工流通施設整備

(2) のアに準ずる。

イ 森林バイオマス等活用施設整備

(2) のアに準ずる。

(7) 木質バイオマス利用促進施設整備

ア 未利用間伐材等活用機材整備

(2) のアに準ずる。

イ 木質バイオマス供給施設整備

(2) のアに準ずる。

ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

(2) のアに準ずる。

(8) 木造公共建築物等整備

(2) のアに準ずる。ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。また、木造公共施設にあっては非木造部分の整備に係る経費は除く。

(9) 需要拡大施設整備

(2) のアに準ずる。

(10) 生活環境施設整備

ア 連絡道整備

(2) のアの（ウ）に準ずる。

イ 山村広場施設整備

取付道路整備費及び歩道整備費は（2）のアの（ウ）に準じ、広場用地整備費等の土地整備費、建物建築費及び構築物設置費は（2）のアに準ずる。

ウ 集落水利施設整備

(2) のアに準ずる。

(11) 地域提案型

上記に準ずる。

(12) 本事業における利益等排除について

本事業においては、交付対象経費の中に事業主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業主体の利益分相当分が含まれることは、交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業主体の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

ウ 事業主体の関連会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費とする。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

2 附帯事業費

附帯事業は、施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な事業であるという趣旨を踏まえ、事業計画書に定める目標ごとの事業と一体的に実施するものとし、本附帯事業費の総額は、目標ごとの附帯事務費を除いた事業費総額（消費税を除く。）の1割以内とする。

国費充当率（交付率）については1／2以内とし、対象となる経費については次のとおりとする。

（1）人件費

事業に直接従事する会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び当該職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

（2）技術者給

事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。

（3）賃金

事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

（4）謝金

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。

（5）旅費

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員及び指導者等の旅費とする。

（6）需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

（7）役務費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、薬剤散布費、わなかけ費、伐倒費、労災保険

料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車税環境性能割等とする。

(8) 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、航空機巡視等の委託料とする。

(9) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(10) 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

(11) 原材料費

技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

(12) 構築物設置費

1の(2)のアの(イ)に準ずる。

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

3 県附帯事務費

本交付金の事業を推進するため、沖縄県による説明会の開催、事業実施市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）及び事業主体に対する指導、林業関係団体の意見を聴くために必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費（消費税を除く。）の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率（交付金）は1／2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(1) 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

(2) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(3) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(4) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

(5) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車税環境性能割とする。

(6) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(7) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(8) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

4 市町村附帯事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は3の県附帯事務費に準ずる。

なお、事業費（消費税を除く。）の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率（交付金）は1／2以内とする。

事業計画作成及び事業実施の留意事項

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い（以下この別紙(別記を含む。)において「取扱い」という。）第2の7における事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、以下のとおりとする。

第1 事業種目別基準等

- 1 沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用（以下この別紙において「運用」という。）の別表に定めるメニューの内容ごとの基準については、別記「種目別基準」のとおりとする。
- 2 運用別表に定めるメニュー（都道府県又は市町村が事業実施主体であるもの、木質バイオマス利用促進施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設整備に限る。）及び木造公共建築物等整備を除く。）については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

第2 事業計画

- 1 知事は、事業計画の作成については、取扱い第2に定めるもののほか、次によるものとする。
 - (1) 事業計画の作成に当たっては、当該事業実施地域における林業関係団体、当該施設の受益の及ぶ範囲（以下この別紙において「受益範囲」という。）に係る市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下この別紙において同じ。）等の関係行政機関の長、学識経験者等の意見を聴くものとする。

また、当該計画の融資に係る部分については、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関と緊密に連絡をとり、円滑な融資が行われるよう配慮するものとする。
 - (2) 事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 地域関係者の意見を踏まえたものであって、かつ、利用計画、収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。
 - 特に、木造公共建築物等の整備については、施設利用者数が十分に確保されるなど、モデル性を発揮できるものであること。

- イ 適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、原価計算の妥当性などの観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。
 - ウ 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下この別紙において「収支を伴う施設」という。）については、原則として計画の経営診断を行い、指摘された改善点等を収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるものであること。
 - エ 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業主体と連携を図り作成するものとし、必要と認められるものであること。
 - オ 地域森林計画、市町村森林整備計画、当該地域に係る国、沖縄県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。
- 2 事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図るため、事業計画の作成に際しては、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領第9の2により、なお効力を有することとされた事業評価実施要領第4の①に定める事前評価を行うことにより、事業の効果を検証することとする。

第3 事業主体

運用別表に定める事業主体については、別記「種目別基準」に定めるとおりとする。

なお、事業主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第4 施設整備等の一般的基準

- 1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。
- 2 本交付金の対象となる事業費は、沖縄県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の实情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については沖縄県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、努めて経費の節減を図ることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。
- 3 1箇所又は1施設の個々の事業の受益戸数は、3戸以上とする。ただし、木材加工流通施設等整備における木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する場合、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合及び木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合並びに木質バイオマス利用促進施設整備における木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合及び地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において法人が事業を実施する場合はこの限りではない。
- 4 自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて本交付金の対象とすることは、認めないものとする。

5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものは、対象としないものとする。

6 対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあっては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法性の確認に当たり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下この別紙（別記を含む。）において「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日。以下この別紙（別記を含む。）において「合法木材等ガイドライン」という。）に準拠した「合法伐採木材」であること。

※施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目の触れない施設を除く。

8 収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。

（1）事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。

（2）事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として7億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあっては、知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。

（3）補助残に対する自己資金の割合（事業主体の自己資金（事業主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）））は、おおむね12%以上とする。

（4）補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等からの融資が確実であること。

（5）財務状況が健全であること。

9 収支を伴う施設において生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加することは、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

（1）追加事業実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成していること

（2）需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること

（3）追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること

（4）資金の調達が確実であること

10 新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

（1）施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。）については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合とする。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異なる施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

11 以下の場合については、対象とすることは認めないものとする。

(1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。

(2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。

(3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った地域材等の原料

調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

別記

種目別基準

1 経営確立促進調査

(1) 事業内容

事業の実施により整備される生産基盤及び施設整備に際し、効率的に活用されるための基本的な調査を行う。

(2) 事業種目

経営確立促進調査

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	生産森林組合	
⑤	森林組合連合会	
⑥	農業協同組合	
⑦	農業協同組合連合会	
⑧	農事組合法人	
⑨	漁業協同組合	
⑩	漁業協同組合連合会	
⑪	林業者等の組織する団体	
⑫	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑬	地方公共団体の組合	
⑭	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	
⑮	木材関連業者等の組織する団体	
⑯	林業事業体	
⑰	P F I 事業者	
⑱	社会福祉法人	
⑲	一部事務組合	
⑳	民間事業者	
㉑	地域材を利用する法人	
㉒	林業種苗法に基づく生産事業者等	
㉓	認定特定増殖事業者等	
㉔	特認団体	

(4) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業主体となる場合は、森林経営管

理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者として登録を受けている森林組合（ただし、令和13年3月31日までに
おいては、令和3年3月16日付け改正前の「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）Ⅱ－2－4に基づき、令和2年度までに都道府県知事により中核組合に認定された森林組合を含む。）に限るものとする。

イ 林業者等の組織する団体

（ア）林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

（イ）林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

（ア）林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

（イ）地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

エ 木材関連業者等の組織する団体

（ア）林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）

る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。

(イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

オ 特認団体

次のいずれかの者とする。

(ア) 事業種目ごとの事業主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体

(イ) その他事業目的に資するものとして知事が認めた団体

2-1 高性能林業機械等整備

(1) 事業内容

効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を行う。

(2) 事業種目

高性能林業機械等整備（林業機械作業システム整備、効率化施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内 ただし、林業用四輪駆動ダンプトラックについては1 / 2とする。
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	林業事業体	
⑧	特認団体	

(4) 採択基準

① 受益範囲において、下刈り作業車等の造林、保育等の機械（以下「造林機械」という。）については、地拵え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数の目標が、林業用資材運搬ドローンについては、苗木1,000本の運搬に要する人工数の目標が原則として都道府県の目標値以下であること又は目標値の縮減率以上であること。その他の機械については、素材の生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として沖縄県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。ただし、造林機械において、ヘッドのみを導入する場合及び林業用資材運搬ドローンを導入する場合の1事業費は、お

おむね100万円以上とする。

- ④ 事業主体は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。

ただし、広域利用林業機械又は単独・広域併用機械については貸付先が上記要件を満たしていること。

なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りではない。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 全ての事業主体について

造林機械及び林業用資材運搬ドローンの導入については、造林、保育等の成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。その他の機械の導入については、合法木材等ガイドラインにより、木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実にあると認められること。

イ 林業機械を導入する事業主体について

(4)の①の機能要件に加え、造林機械又は林業用資材運搬ドローンを導入する場合は(ア)を、その他の機械を導入する場合は(イ)及び(ウ)の要件をそれぞれ満たすものとする。ただし、オのうち地方公共団体がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人及び広域利用林業機械の整備を実施する事業主体を除く。

(ア) 機械導入の翌年度までに、

- ㊦ 地拵えについては、1 h aの実施に要する人工数が「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「森林環境保全整備事業単価通知」という。)において定める機械導入年度の地拵え(刈り払い機)の作業工程の普通作業員及び特殊作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

- ㊧ 下刈りについては、1 h aの実施に要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める機械導入年度の下刈り(全刈)の作業工程の特殊作業員及び普通作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

- ㊨ 苗木運搬については、1,000本運搬するのに要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める苗木運搬の作業工程の普通作業員の人工数以下とすることを達成すること。

(イ) 年間3,000立方メートル以上の素材生産実績を有するか、若しくは機械導入の翌年度までに3,000立方メートル以上の素材生産量を達成できること。

(ウ) 協定等により出荷先が確保されていること。

ウ 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

エ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

オ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

- ② 効率的な作業の実施による生産性の向上を図るために、広域利用林業機械の整備を行う事業は、広域利用林業機械の貸付けを行う者に対し、当該機械の貸付けを行うために必要な経費の3分の2以内を補助するものであって、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体又は地方公共団体等が出資する法人であって、広域利用林業機械の貸付けを行うものであること。

イ 広域利用林業機械の貸付けを受ける者（以下この項において「利用者」という。）は、林業生産活動に積極的に取り組み、又は今後積極的に取り組む意思のある林業事業体であること。

ウ 受益戸数は、原則として3以上の林業事業体であること。

エ 広域利用林業機械とは、高性能林業機械（プロセッサ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フェラーバンチャ、フォワーダ、ハーベスタ、造林機械及び林業用資材運搬ドローン）及びそれに類する性能を有すると認められる機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附帯施設であること。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）」／広域利用林業機械の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施すること。

キ 利用者は、広域利用林業機械を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

ク 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、沖縄県知事に協議するものとする。

ケ 利用者は、合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

- ③ 自己で使用するだけでなく、広域利用林業機械の整備も併用して行う単独・広域併用機械の整備を行う場合は、自己使用分及び広域利用分を年度単位で合計した実績（以下「年度合計実績」という。）が、(4)の①の要件を満たすものとする。

ただし、自己使用分は年度合計実績の過半を超えるものであり、年度合計実績が①のイの要件を満たすものであること。

また、広域利用するときは②の要件を満たすものとするが、②のウの要件は除く

ものとする。

(6) その他

- ① 事業内容には、附帯施設の整備を含む。
- ② 機種が、プロセッサ、フェラーバンチャ、ハーベスタ、フォーク収納型グラップルバケット（フェリングヘッド付きを含む。）及びマルチャーの場合は、ヘッドのみの導入も対象とする。
- ③ 造林機械を実施するに当たっては、主伐と再造林の両方を一体的に実施できる体制を確保するよう努めること。また、主伐と再造林のどちらか一方のみを行う場合は、もう一方を行う他の者との連携協定等により一体的に実施できる体制を確保するよう努めること。
- ④ 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法、その他積載物の運搬に係る法律等を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。

- ・四輪駆動であり、トランスミッションはMTであること。
- ・積載量は2 t以上4 t未満であること。
- ・排気量は4,000cc以上であること。
- ・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。
- ・最小回転半径は6 m以下であること。
- ・LSD（リミテッド・スリップ・デフ）又はLSDと同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。
- ・1速の総減速比（1速の変速比×最終減速比）が29.5以上であること。
- ・リヤデフまでの高さ（最低地上高）が160mm以上であること。
- ・荷台は林業用に架装していること。

イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。

- ・車体に法人名等が印刷されていること。
- ・運行記録、業務日報が整備されていること。
- ・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。

なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。

- ⑤ IoTハーベスタについては、データと連携した作業指示や造材した丸太のデータ（径級、長さ、材積、造材位置等）をインターネット等を介して共有できる機能を備えた機種であること。
- ⑥ 林業用資材運搬ドローンについては、1回あたりの運搬可能重量がおおむね10kg以上であること。

2-2 高性能林業機械等整備

(1) 事業内容

林業情報の一元的処理による林業生産活動の効率化を図るための施設の整備を行

う。

(2) 事業種目

高性能林業機械等整備（活動拠点施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	森林組合連合会	
④	林業者等の組織する団体	
⑤	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑥	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、活動拠点の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 特認団体

1の(4)の㍈。①のオに準ずる。

- ② 林業情報処理施設として森林GIS（地理情報システム）を整備する場合において、既に沖縄県等が森林GISを整備している場合は、事業主体は整備されたデータの相互利用を図るように努めること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

3 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(1) 事業内容

低コストで安定的に供給するコンテナ苗生産基盤施設等の整備又はコンテナ苗生産の分業化を推進し、効率的な生産システムの構築に資するコンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備を行う。

(2) 事業種目

コンテナ苗生産基盤施設等整備（コンテナ苗生産基盤施設等、コンテナ苗幼苗生産高度化施設等）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	林業種苗法に基づく生産事業者等	
④	認定特定増殖事業者等	
⑤	特認団体	

(4) 採択基準

① コンテナ苗生産基盤施設等

事業主体ごとの当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間5万本以上であること。

ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して5年以内に年間5万本以上に達する計画とすることができる（達成まで毎年度実績報告を行うこと。）。

② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうち概ね50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。

③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

④ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 林業種苗法に基づく生産事業者等

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の登録を受けることが確実と認められる者。

イ 認定特定増殖事業者等

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の認定を受けることが確実と認められる者。

ウ 特認団体

1の(4)の①のオの(イ)に準ずるほか、上記ア又はイに該当しないが種苗を生産し、安定供給に寄与すると知事が認めるもの。

② 事業主体については、次に掲げるア又はイいずれかの条件を満たすこと。

ア 複数の林業用種苗や緑化樹木の生産者が協定等を締結し、整備する施設を共同利用する者又は他の生産者の生産工程を一部請け負う者であること。

イ 国・地方公共団体が有する森林への植栽用又は公共事業用として配布実績及び配布見込みがあることを知事が認める生産者であること。

③ 整備したコンテナ苗生産基盤施設等又はコンテナ苗幼苗生産高度化施設等における生産手法について、冊子、ホームページ等で公開すること。この場合、生産施設、生産工程、得苗率、生産量、販売価格等コンテナ苗生産に必要な作業等を出荷が開始されてからおおむね1年以内に公表することとし、公開期間は1年以上

とする。

- ④ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

4 特用林産振興施設等整備

(1) 事業内容

特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

(2) 事業種目

特用林産物活用施設等整備（特用林産物生産基盤整備、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃菌床等活用施設、特用林産物獣害対策施設）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県（廃菌床等活用施設、特用林産物獣害対策施設に限る。）	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	生産森林組合	
⑤	森林組合連合会	
⑥	農業協同組合	
⑦	農業協同組合連合会	
⑧	農事組合法人	
⑨	林業者等の組織する団体	
⑩	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑪	地域材を利用する法人	
⑫	きのこ原木等生産者	
⑬	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として沖縄県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること。ただし、きのこ原木等生産者が事業主体となる場合、「当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標」を「きのこ原木等の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標」と読み替えるものとする。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね300万円以上とする。ただし、特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

- ① 事業主体について
ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイの(ア)に準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 地域材を利用する法人

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 木材安定取引協定(竹材の安定取引協定を含む。以下この項において同じ。)の締結等に基づき、一定量の地域材(竹材を含む。以下この項において同じ。)の利用の増大を目的とするものとする。

(ウ) 整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者に読み替える。

オ きのこ原木等生産者

次の(ア)から(エ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産に必要なきのこ原木やおが粉等の生産を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる事業者とする。

(イ) 1者以上の特用林産物生産者との間で、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等を年間概ね100m³(丸太換算)以上供給する協定等を締結すること。

(ウ) 木材安定取引協定等の締結に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

(エ) 整備する施設の受益戸数は、(イ)及び(ウ)に定める協定等の締結者数に読み替える。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

キ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備の全ての事業主体について

(ア) 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等の原料となる地域の木材(以下「地域の木材」という。)を年間概ね100m³(竹材は概ね30t)以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。

(イ) 原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。

(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。

ア 特用樹林造成及び山菜・薬草等造成の事業規模は、1施行地につき、0.1ヘク

タール以上とする。

イ 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

a 補助対象とする作業道は、知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

b 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのこ：伏込地又はほだ場が1ヘクタール以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ヘクタール以上、桐：2ヘクタール以上、竹：2ヘクタール以上、その他：1ヘクタール以上

c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100メートル以上とする。

d 舗装は部分施工とする。

(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

③ 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

④ 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備を行う事業については、木材安定取引協定等の締結に基づき、5年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m³（竹材は概ね30t）以上利用するために必要な施設とする。

⑤ 特用林産物の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業主体は施設の貸付けを行うことができることとする。施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

イ 施設の貸付けを受ける者（以下この項において「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある者であること。

ウ 受益戸数は、原則として3以上の林業を営む者であること。

エ 事業主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。））／施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施すること。

キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

ク 事業主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するこ

と。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

⑥ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

⑦ 受益戸数は、3以上とする。

なお、事業主体が地域材を利用する法人又はきのこ原木等生産者である場合を除き、従事者数を受益戸数とみなすことができるものとする。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

5 森林空間活用施設整備

(1) 事業内容

地域の資源である森林空間を総合的に活用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設の整備を行う。

(2) 事業種目

森林空間活用施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	P F I 事業者	

(4) 採択基準

① 受益範囲において、森林空間活用の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

② 森林空間活用施設を整備する対象地域については、その区域を「重点地区」と

「周辺エリア」に区分し、施設の整備を行うこととする。重点地区は、管理施設等のセンター的施設を中心として重点的に施設の整備を行う区域とし、区域面積はおおむね30ha以上とする。周辺エリアとは、重点地区を中心として一体的に利用可能な周辺の区域であって重点地区から連絡する林道・歩道等があるおおむね片道2km程度の範囲内の区域とする。

- ③ 森林空間活用施設整備のうち教養文化施設、林間広場施設、山村体験交流施設並びに簡易給排水施設以外の森林空間管理施設（以下この項において「教養文化施設等」という。）の整備については、次のとおりとする。

ア 対象地域は、原則として3戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうちの森林所有者の所有する森林の面積が、当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住化に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

イ 教養文化施設等の整備に当たっては、次の点に留意するものとする。

（ア）既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は最小限度にとどめるものとする。

（イ）既に施設整備のなされた地域を除き、原則として森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下この項において「特別措置法」という。）第6条第3項の規定に基づく「森林保健機能増進計画」の認定を受けた地域又は認定を受けることが確実と認められる地域において実施するものとする。

なお、既に施設整備のなされた地域についても、特別措置法の趣旨を踏まえ、可能な限り「森林保健機能増進計画」の認定を受けるよう努めるものとする。

- ④ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

- （6）その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

6-1 木材加工流通施設等整備

- （1）事業内容

需給動向に的確に対応した地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、木材加工流通施設の整備を行う。

- （2）事業種目

木材加工流通施設整備（木材処理加工施設、木材集出荷販売施設）

- （3）事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村（木材処理加工施設の貸付けに係るものに限る。）	2／3以内 ただし、原木輸 送用トラックの導 入にあたっては、
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	

⑤	林業者等の組織する団体	4 / 9 以内
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	地域材を利用する法人	
⑨	特認団体	

（４）採択基準

- ① 受益範囲において、当該施設又は当該施設と一体となる加工施設等の地域材利用量（加工量、流通量、乾燥量）、製材の生産性又は乾燥材の割合等の目標が原則として沖縄県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること（環境対策等の施設については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等を示す定性的目標に即していること。）。

ただし、受益範囲において、当該施設の地域材利用量（加工量、流通量、乾燥量）の現状値（直近３ヶ年の平均値）が100,000m³以上の場合においては、上記の目標又は、次の目標のいずれかを満たせばよいものとする。

ア 地域材利用量の現状値が100,000m³以上200,000m³未満の場合、地域材利用量の目標値の増加量を10,000m³以上とすること。

イ 地域材利用量の現状値が200,000m³以上300,000m³未満の場合、地域材利用量の目標値の増加量を20,000m³以上とすること。

ウ 地域材利用量の現状値が300,000m³以上の場合、地域材利用量の目標値の増加量を30,000m³以上とすること。

- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ １事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ④ 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）の格付けがされたものかつ地域材（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。

なお、使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、クリーンウッド法及び合法木材等ガイドラインに準拠した「合法伐採木材」を使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用すること。

- ⑤ 施設の整備に当たって、事業主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。

なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。

- ⑥ 原木輸送用トラックの導入に当たっては、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 原木輸送用に架装された積載量10t以上のトラックであること。

- イ 運行記録、業務日報を整備すること。
- ウ 車体への補助金名、法人名を明示すること。
- エ 原木輸送用トラック 1 台導入する毎に、事業実施主体の地域材利用量（流通量）の目標値の増加量を5,000m³以上とすること。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1 の（4）の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1 の（4）の①のイに準ずることとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1 の（4）の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1 の（4）の①のエに準ずる。

オ 地域材を利用する法人

次の（ア）から（ウ）までの要件を満たすものとする。

（ア）林業・木材産業及び建築業並びに輸送業（登記簿の事業目的に原木輸送を主とする旨の記載がある場合に限るものとする。）を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

（イ）整備した施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。

（ウ）（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。

カ 特認団体

1 の（4）の①のオに準ずる。

キ 木材加工流通施設整備（ただし、貯木場等の木材加工に供しない施設等を整備する場合を除く。）により、以下の（ア）～（キ）に掲げる構造材製品を製造する事業主体は、品質・性能の確かな木材製品を安定供給する観点から、当該施設整備に関連した日本農林規格の認証を取得していること、又は取得が確実と見込まれること。

（ア）製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）に規定する構造用製材（柱、横架材、土台に限る。）

（イ）枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）に規定する枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

（ウ）集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する構造用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

（エ）直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）に規定する

直交集成板

- (オ) 単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する構造用単板積層材
 - (カ) 構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル
 - (キ) 合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板及び化粧ばり構造用合板
 - ク 公共建築物に部材供給を予定する事業体においては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第17条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。
 - ケ 合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。
 - コ 事業主体は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条に規定する事業計画の認定に努めるとともに、クリーンウッド法第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。
- ② 安定的な地域材利用について
- ア 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。
ただし、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う者にあつてはこの限りでない。
 - イ プレカット事業者及び運送事業者においては地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木運搬を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。
- ③ 木材処理加工施設の整備を行う事業について
- ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。
 - イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されると認められるものであること。
 - ウ 事業計画等において、施設で利用する原木等の樹種が明確となっていること。
- ④ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。
- ⑤ 市町村が事業主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設に限る。
- ⑥ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の交付対象は、以下のとおりとする。
- ア 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設（以下

この項及び次項において「貸付高次加工施設」という。)

イ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設(以下この項及び次項において「貸付環境対策施設」という。))。

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、事業主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

また、生産される乾燥材等は、事業主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。

エ 事業主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容(種類、構造、規模、型式、数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額(=事業費-交付額(沖縄県等による補助を含む。)) / 耐用年数+年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議するものとする。

ク 事業主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

ケ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

⑧ ⑥のイの貸付環境対策施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、⑦のエ～ケに準じる。

⑨ 事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

⑩ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。

⑪ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の（付表3）にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。

⑫ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

（6）その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

6-2 木材加工流通施設等整備

（1）事業内容

森林及び木材の加工過程で発生するバイオマスを活用するために必要な施設の整備を行う。

（2）事業種目

木材加工流通施設等整備（森林バイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設）

（3）事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2／3以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	特認団体	

⑨	地域材を利用する法人	
---	------------	--

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマスの利用量若しくは地域材の利用量等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。(環境対策等の施設については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。)
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ④ 施設の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。
 なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。

(5) 細則

- ① 事業主体について
 - ア 森林組合
1の(4)の①のアに準ずる。
 - イ 林業者等の組織する団体
1の(4)の①のイに準ずる。
 - ウ 地方公共団体等が出資する法人
1の(4)の①のウに準ずる。
 - エ 木材関連業者等の組織する団体
1の(4)の①のエに準ずる。
 - オ 地域材を利用する法人
6-1の(5)の①のオに準ずる。
 - カ 特認団体
1の(4)の①のオに準ずる。
- ② ①の事業実施主体が締結する木材安定取引協定の締結等については、6-1の(5)の②に準ずる。
- ③ 木質エネルギー等利用促進施設の整備に当たっては、以下のいずれかを満たしていること。
 - ア 既存又は新設の製材施設、森林空間活用施設等と密接な関連を持った施設の整備であること。
 - イ 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること。
- ④ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容の施設の補助対象は、6-1の(5)の⑥のアに規定する貸付高次加工施設又はイに規定する貸付環境対策施設と併せて行う森林バイオマス再利用促進施設及び木質エネルギー等利用促進施設であつて、6-1の(5)の⑦又は⑧の要件を原則として満たすものとする。
- ⑤ 収支を伴う施設について
 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

- ⑥ 事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。
- ⑦ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。
- ⑧ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の（付表3）にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

7 木質バイオマス利用促進施設整備

(1) 事業内容

- ① 未利用間伐材等活用機材整備：未利用間伐材・林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備（貸付用機械の導入を含む。）を行う事業とする。
- ② 木質バイオマス供給施設整備：未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設の整備を行う事業とする。
- ③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備：未利用木材資源を燃料として利用するために必要な施設の整備（貸付用薪ストーブ、ペレットストーブの導入を含む。）を行う事業とする。

(2) 事業種目

木質バイオマス利用促進施設整備（①未利用間伐材等活用機材整備、②木質バイオマス供給施設整備、③木質バイオマスエネルギー利用施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

①未利用間伐材等活用機材整備

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	木材関連業者等の組織する団体	
⑦	P F I 事業者	
⑧	民間事業者等	

②木質バイオマス供給施設整備

番号	事業主体	交付率
①	県	4 / 9 以内

②	市町村	ただし、(5) 細則⑫～⑭の場合にあっては、それぞれに規定する交付率
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	P F I 事業者	
⑨	民間事業者等	

③木質バイオマスエネルギー利用施設整備

番号	事業主体	交付率
①	県	4 / 9 以内 ただし、(5) 細則⑫の場合にあっては、それぞれに規定する交付率
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	農業協同組合	
⑥	農業協同組合連合会	
⑦	農事組合法人	
⑧	漁業協同組合	
⑨	漁業協同組合連合会	
⑩	林業者等の組織する団体	
⑪	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑫	木材関連業者等の組織する団体	
⑬	P F I 事業者	
⑭	社会福祉法人	
⑮	一部事務組合	
⑯	民間事業者等	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が沖縄県の目標値の伸び率以上であること又は未利用木質資源の利用促進に関する沖縄県の目標値の達成に必要なことが明らかであること。

なお、当該事業における未利用木質資源とは、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について（平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知）において定義する「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」（ただし、地域の森林由来のものに限る。）に該当するものとする。

- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ④ 未利用間伐材等活用機材整備については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある未利用間伐材等活用機材（以下「既整備未利用間

伐材等活用機材」という。)を所有する事業実施主体が、追加で本事業により未利用間伐材等活用機材を導入することは、原則として、既整備未利用間伐材等活用機材の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオに該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が、既整備未利用間伐材等活用機材整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が著しく低い値となっている場合については、既整備未利用間伐材等活用機材導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備未利用間伐材等活用機材における直近の実施事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。

ウ 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること。

エ 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること。

オ 資金の調達が確実であること。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 民間事業者等

次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす者とする。

(ア) バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の中期的方針が、策定されている又は策定されることが確実と見込まれる(ただし、木質バイオマス供給施設等が設置される沖縄県又は市町村において、木質バイオマスの利活用の推進のために具体的な目標を伴った計画等が策定されている場合は、それをもって代えることができる。)地域において、地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に利活用することを目的として木質バイオマスのエネルギー利用又はマテリアル利用の推進に取り組む事業者であること。

(イ) 森林所有者等と未利用間伐材等の安定的な需給に関する取引協定を締結する

等により木質バイオマスの利活用に取り組み、当該施設の木質バイオマス利用量の目標に占める未利用間伐材等の木質バイオマス利用量の目標の割合が、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に記載されている同割合を上回ることが認められる民間事業者等であること。なお、木質バイオマス安定取引協定等においては、樹種、形状、取扱量、期間その他必要な事項を定めるものとする。

カ 木質バイオマス供給施設整備については、事業主体は、クリーンウッド法第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。未利用間伐材等活用機材整備及び木質バイオマスエネルギー利用施設整備については、事業実施主体は、同法同条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

- ② 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設とすること。
- ③ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設とすること。また、枝葉・短尺材又はこれらに由来する燃料の利用に努めること。
- ④ 事業費が2億円以上の新設の事業については、沖縄県は、県附帯事務費を活用し、地域の既存の木質バイオマス利用促進施設を含む関係者に対して、当該事業の木質バイオマス調達等の計画内容を情報提供するとともに、当該計画に関する地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

- ⑤ 未利用間伐材等活用機材整備における貸付用機械の導入に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。

ア 事業主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

イ 事業主体は、施設のメンテナンス等を責任をもって実施すること。

ウ 事業主体と施設の貸付けを受ける者（オにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

エ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）」／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

オ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

カ 協定等により製造する燃料等の出荷先が確保されていること。

- ⑥ 木質バイオマス供給施設整備において、住宅用及び業務用（非産業用）の木質ペレットを供給することを主な目的とする場合は、木質ペレット燃料の日本農林規格（JAS 0030）（令和5年農林水産省告示第741号）の認証を取得していること、又は取得に向けた計画を有すること。

- ⑦ 木質バイオマス供給施設整備において、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設への供給を主な目的とする場合は、枝葉・短尺材を概ね1割以上利用する施設とすること。
- ⑧ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における薪ストーブ、ペレットストーブ（貸付用を含む。）の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 木質バイオマスのエネルギーとしての利用を推進するため、原則として、同一の事業計画において薪、ペレット製造施設の整備を行うこと。
- イ 原則としてアの薪、ペレットの製造施設において生産される薪、ペレットを利用すること。
- ウ 貸付用の場合、事業主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、貸付料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。
- エ 貸付用の場合、貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。））／耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- オ 貸付用の場合、事業主体と施設の貸付けを受ける者（キにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結すること。
- なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。
- カ 事業主体は、薪ストーブ、ペレットストーブの定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めること。
- キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。
- ⑨ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における木質資源利用ボイラーの導入に当たっては、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年2月18日政令第43号）による規制緩和を踏まえた効率的な機種選定を実施し、徹底した事業費の縮減を図ること。
- ⑩ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における発電施設の導入に当たっては、熱電併給を行う施設とすること。
- ⑪ 本事業を実施するために知事が定める事業計画はバイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想等と整合が図られているものとする。
- ⑫ 以下に示す「地域内エコシステム」の構築等に資する取組にあつては、交付率は2/3以内とする（⑬に規定する場合は除く。）。
- ア 「地域内エコシステム」の構築に資する取組
- 地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用するものとし、様式3の（付表1）によりその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること。
- イ 「バイオマス産業都市構想」に基づく取組
- ウ 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」のマスタープランに基づく取組

- ⑬ 木質バイオマス供給施設整備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設に供給することを主たる目的とする場合の交付率は以下ア～ウのとおりとする。

ア 発電施設が⑭に示す地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は、2/3以内。

イ 発電施設が⑭に示す地域活用要件の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資さない取組である場合は、1/5以内。

ウ 上記以外の場合は、4/9以内。

- ⑭ 「地域活用要件」は次のア、イのいずれかの条件を満たすものとし、様式3の（付表2）にその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること。

ア 「自家消費型・地域消費型」

次の（ア）～（ウ）のいずれかを満たすこと。

（ア）「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「発電事業計画」という。）に係る再生可能エネルギー発電施設により発電される電気量の少なくとも30%を自家消費すること。すなわち、70%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

（イ）発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方に当たる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の50%以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するものであること。

（ウ）発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により算出された熱を原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも10%を自家消費すること。すなわち、90%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

イ 「地域一体型」

次の（ア）～（ウ）のいずれかを満たすこと。

（ア）発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む。）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているものであること。

（イ）地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資するものであること。

（ウ）地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に、当該発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するものであること。

- ⑮ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

（6）その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

(1) 事業内容

地方公共団体の方針に基づく公共建築物の整備

(2) 事業種目

木造公共施設整備（①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設、②木質内装）

(3) 事業主体及び交付率

①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設

番号	事業主体	交付率
①	県	1 / 5 以内 ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性が高いものの等として交付率を 2 / 3 以内とする。 ① CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ② 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 ③ 角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 ④ 激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合（※）
②	市町村	
③	地方公共団体が出資する法人	
④	地方公共団体の組合	
⑤	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	

(※ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く 2 ヶ年度以内に整備する公共建築物に限る。)

②木質内装

番号	事業主体	交付率
①	県	5 / 1 0 0 以内 ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこと。
②	市町村	
③	地方公共団体が出資する法人	
④	地方公共団体の組合	
⑤	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	

(4) 採択基準

- ① 木造公共施設にあつては、原則として、床面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18m³以上であること、かつ延べ面積が300㎡以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。

木質内装にあつては、対象施設の延べ面積が300㎡以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300㎡以上であること。

- ② 木造公共施設にあつては、原則として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分（以下「構造耐力上主要な部分」という。）に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）に適合すると認められ、格付けされたもの（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。
- ③ 事業主体は、木造公共施設にあつては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあつては、木質内装の整備後に、沖縄県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義等についての普及啓発活動を行うこと。
- ④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

（5）細則

- ① 事業主体について

ア 地方公共団体が出資する法人

地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

イ その他政令で定めるところの公共施設の整備主体

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体とする。

- ② 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品の使用については、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は適用しないこととする。

ア 建築基準法等の法令において、構造計算が求められない規模の施設

イ 離島等JAS製材品を調達することが困難な地域で整備する施設

ウ 大径材等の特定の製材を用いる必要がある場合であつて、JAS製材品として生産されていない場合

エ 国土交通大臣の指定を受けた材料を使用する場合

- ③ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品（「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」によるものを除く）については、「製材の日本農林規格」に基づく機械等級区分構造用製材の使用に努めるものとする。

- ④ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品については、その使用量を取扱い第6の2の（2）の個別指標の達成状況報告と併せて報告すること。

- ⑤ この事業において整備する施設において使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、クリーンウッド法及び合法木材等ガイドラインに準拠した「合法伐採木材」を使用することとし、再利用に当たっては、原則として再利用前において「合法伐採木材」であったことが確認できたものを使用すること。なお、沖縄県及び事業主体は、地域材及び合法伐採木材の使用量について、取扱い第6の2の（2）の個別指標の達成状況報告と併せて報告すること。なお、製材等の再利用に当たっては、再利用前において「合法伐採木材」であったことが確認できたものを使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用することとし、再利用に当たっては、原則として再利用前において「合法伐採木材」であったことが確認できたものを使用すること。なお、沖縄県及び事業主体は、交付対象の木材利用量について、また木造公共施設にあっては交付対象部分の延べ面積、木質内装にあっては交付対象木質化部分の床及び壁等の合計面積について、事業完了の翌年度6月末までに報告すること。

- ⑥ この事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者（事業主体と請負等の契約等を行い工事を行う者（以下「受注者」という。）及び受注者と請負等の契約等により施設の建設工事に携わる者（いわゆる下請（二次下請以降も含む）業者）のうち地域材の調達に関わる者を含む。）については、クリーンウッド法に規定される「登録実施機関」に登録を行った「登録木材関連事業者」であること（事業完了時まで新たに登録を行った場合を含む。）とするよう努めるものとする。なお、沖縄県及び事業主体は、施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者の登録実施機関への登録状況（登録番号等）について、事業完了の翌年度6月末までに報告すること。

- ⑦ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなければならないことから、

ア 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者に利用される用途に係るものとし、次の用途に係る施設を除くものとする。

（ア）庁舎（執務室等）、（イ）営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなどの施設）、（ウ）個人の財産となる施設

イ 事業評価の事前評価において、費用対効果分析による効果の測定等を行い、総費用額に対する総効果額の比率が1.0以上の施設であること。（費用対効果分析については、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領による。）

- ⑧ 沖縄県及び事業主体は、本事業における木材利用を通じて社会的な課題解決に資するよう努めるものとし、事業計画に、事業対象施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその解決度合いを測る指標を取りまとめて添付するとともに、当該指標の状況について、取扱い第6の2の（2）の個別指標の達成状

況報告の調査初年度から目標年度まで、達成状況報告と併せて報告すること。

- ⑨ 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、低コスト化に努めること。
 - ⑩ 木造公共施設において、同一建築物のうちに、木造部分と非木造部分がある場合で、建築確認申請において木造と判断された部分を持つ建築物に係る交付対象経費の考え方は次のアからエまでのとおりとする。
 - ア 木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は別紙１の１の（８）のとおりとする。
 - イ 木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は別紙１の１の（８）のうち非木造部分と共用する部分（基礎等）を除く経費とする。
 - ウ 構造耐力上主要な部分のうち、部分単位（屋根・壁・床等）で木造部分と非木造部分が混在する場合は、非木造部分を除いた部分を交付対象とし、交付対象経費は木工事費のみとする。
 - エ 構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とし、交付対象経費は別紙１の１の（８）のとおりとする。
 - ⑪ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。
 - ⑫ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費（別紙１の１の（８）参照）を対象としたものであることに留意すること。
 - ⑬ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費（別紙１の１の（８）参照）を試算し交付対象経費すること。
 - ⑭ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあつては、同法に規定する市町村方針の作成が行われること。
 - ⑮ 公立学校施設の整備は以下の要件を満たしていること。
 - ア 沖縄県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。
 - イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。
 - ウ 学校施設の木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省林野庁、国土交通省及び環境省の４省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けていること。
 - ⑯ 木造公共建築物の整備を行う際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等導入の推進に積極的に努めること。
- （６）その他
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

9 需要拡大施設整備

(1) 事業内容

地域内で生産される木材の需要の拡大とともに新たな用途を開発するため、展示販売施設の整備等を行う。

(2) 事業種目

需要拡大促進施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、需要拡大関連の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

10 生活環境施設整備

(1) 事業内容

林業者等の生活環境を改善し、定住化を促進するために必要な施設の整備を行う事業とする。

(2) 事業種目

生活環境施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	森林組合連合会	
④	林業者等の組織する団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、生活環境関連の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

- ② 生活環境施設整備のうち集落水利施設の整備を行うに当たって、耐震性貯水槽は、消防担当部局と連携して整備する耐震性貯水槽であって消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日付け消防消第69号通知）別表第3の第1に定める規格に適合する防火水槽とする。
- ③ 生活環境施設整備については、他の施設と一体的に行うこととする。
- ④ 生活環境施設整備のうち連絡道の整備を行うに当たっては、県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として採択するものとし、林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に定める構造を有しており、原則として自動車道2級及び自動車道3級とする。
ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として採択することができるものとする。
- ⑤ 連絡道の整備に係る用地の取得又は貸借に要する補償費については、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に定めるところに準ずるものとし、連絡道の整備に係るもの以外は対象としないものとする。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

11 地域提案型

- (1) 経営的、技術的に斬新な事業又は前記各事業に準ずる事業で、沖縄県の特色及び性格に即して目標達成の促進を図る上で特に必要であり、本交付金による取組として適

切なものとする。

(2) 地域提案に係る交付率は、原則として前記各事業に係る交付率と同様とする。

別表 1

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
経営確立促進調査	地域森林資源調査	資源調査 条件地調査 面積測量 その他		※具体名	箇所	回 回 ha ー
	施設導入調査	先進地分析調査 先進技術導入調査 マーケティング調査 その他		※具体名		回 回 回 ー
高性能林業機械等整備のうち 林業機械作業システム整備	林業機械導入	高性能林業機械等	下刈り作業車 林業用資材運搬ドローン フェラーバンチャ フェリングヘッド 付きフォーク収納型グラップルバケット フォーク収納型グラップルバケット プロセッサ ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー IoTハーベスタ ロングリーチハーベスタ ロングリーチグラップル 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック			台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台

		搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 ㎡ ー
	広域利用林業機械	下刈り作業車 林業用資材運搬ド ローン フェラーバンチャ フェリングヘッド 付きフォーク収納 型グラップルバケ ット フォーク収納型グ ラップルバケット プロセッサ ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー IoTハーベスタ ロングリーチハー ベスタ ロングリーチグラ ップル 架線式グラップル と油圧集材機とを 組み合わせたシス テム 林業用四輪駆動ダ ンプトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他			台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 ㎡ ー
	単独・広域併用 機械	下刈り作業車 林業用資材運搬ド ローン フェラーバンチャ フェリングヘッド			台 台 台 台

			付きフォーク収納 型グラップルバケ ット フォーク収納型グ ラップルバケット プロセッサ ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー IoTハーベスタ ロングリーチハー ベスタ ロングリーチグラ ップル 架線式グラップル と油圧集材機とを 組み合わせたシス テム 林業用四輪駆動ダ ンプトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 m ² ー
高性能林業 機械等整備 のうち 効率化施設 整備	効率化作業基 地整備	作業ポイント			箇所	m ²
	林業生産施設	林業生産施設装置	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・ 舗装 その他	※具体名	棟 箇所 箇所 箇所	式 基 m ² m ² m ² m ² ー
高性能林業 機械等整備 のうち 活動拠点施	林業情報処理施設	情報処理機械施設	森林G I S その他	※具体名		式 ー

設整備						
コンテナ苗 生産基盤施 設等整備	コンテナ苗生 産基盤施設等	コンテナ苗生産 施設装置等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	※具体名	棟	m ² 台 式 台 m ² —
		コンテナ苗生産 機械器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗抜取機 抜取機移動台車 種子選別機 その他	※具体名		台 台 台 台 台 —
		コンテナ苗生産 資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他	※具体名		個 L L —
	コンテナ苗幼 苗生産高度化 施設等	幼苗生産施設装 置等	幼苗育成施設 収納台 散水装置 散水タンク 環境制御室 その他	※具体名	棟	m ² 台 式 台 m ² —
		幼苗生産機械器具	培土攪拌機 種子選別機 播種機 その他	※具体名		台 台 台 —
		幼苗生産資材	幼苗育成容器 培地 その他	※具体名		個 L —
特用林産振興 施設等整備	特用林産物生 産基盤整備	特用樹林造成	新植 改良 補植 保育 その他	※具体名		ha ha ha ha —
		山菜・薬草等造成	発生環境整備 栽培地造成 その他	※具体名		ha m ² —
		作業道等整備	作業道開設 作業道改良		路線 路線	m 箇所

[illegible]

[illegible]

			切断機 竹割盤 結束機 竹粉製造機 成型施設 有機肥料生産施設 爆砕装置 その他	※具体名		台 台 台 台 式 式 式 —	
		特用林産物集出荷 ・販売施設装置	乾燥機 包装機 冷蔵施設 販売用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 管理棟 電算処理施設 展示販売用建物 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 棟	台 台 式 m ² m ² m ² m ² 式 m ² —	
		特用林産物加工 流通用機械	フォークリフト 生鮮物輸送車 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m ² —	
		廃菌床等活用施設	廃菌床等活用施設装置	作業用建物 製品保管倉庫 管理用建物 発酵・醸成槽 送風装置 資材保管倉庫 袋詰機 その他	※具体名	棟 棟 棟 基 基 m ² 基 —	
			廃菌床等活用機械	フォークリフト ホイールローダー 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m ² —
		特用林産物獣 害対策施設	特用林産物防護 施設装置	防護柵 防護用爆音装置 その他	※具体名		m 式 —
		森林空間活 用施設整備	教養文化施設	林業体験林 山菜園 きのこ園		箇所 箇所 箇所	m ² m ² m ²

		木工芸体験施設 教養文化・知識 習得施設 その他		※具体名	棟 棟	m ² m ² —
	林間広場施設	森林浴歩道 林間広場 キャンプ場 バンガロー 炊事施設 その他		※具体名	箇所 箇所 棟	m m ² m ² m ² 箇所 —
	山村体験交流 施設	交流促進センタ ー 休養施設 休憩施設 その他		※具体名	棟 棟 棟	m ² m ² m ² —
	森林空間管理 施設	取付道路 駐車場 総合案内施設 管理棟 簡易給排水施設 電気導入施設 衛生施設 ごみ焼却施設 鳥獣保護施設 山火事防止施設 その他		※具体名	路線 箇所 棟 棟 棟	m m ² m ² m ² 式 式 m ² 式 箇所 箇所 —
木材加工流 通施設等整 備のうち 木材加工流 通施設整備	木材処理加工 施設	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟		棟 棟 棟	台 台 台 台 台 式 式 式 基 式 基 式 m ² m ² m ²

	貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー その他	※具体名	箇所 箇所 箇所	m ² m ² m ² 台 台 台 台 —
集成材加工施設 装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
合・単板加工施設 装置	(注) 木材製材施設のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	※具体名		式 式 式 式 式 式 台 台 —
プレカット加工 施設装置	(注) 木材製材施設のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 —

[illegible]

	木工鋸盤 かなな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台
木材材質高度化 施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ ー
丸棒加工施設装置	（注）木材製材施設のほか 丸棒加工機 その他	※具体名		台 ー
杭加工施設装置	（注）木材製材施設のほか 杭加工機 結束機 その他	※具体名		台 台 ー
木材処理加工用 機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ ー
品質向上・物流 拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設（注2） モルダー グレーディングマシン			基 式 式 台 台

	木材集出荷販売施設	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備 新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	式 基 台 台 m ² m ² m ² 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² —
		木材集出荷用機械	原木輸送用トラック ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラップルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他		棟	台 台 台 台 台 台 m ² —
木材加工流通施設等整備のうち 森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟		棟 棟 棟	台 台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 m ² m ² m ²

			貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 その他	※具体名	箇所 箇所 箇所 棟	m ² m ² m ² 式 式 式 台 式 台 m ² －
		森林資源再処理 施設装置	(注) バイオマス 加工施設のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産施設 その他	※具体名		式 式 式 －
		森林バイオマス 再利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 m ² －
	木質エネルギー等利用促進 施設	木質エネルギー等利用促進施設 装置	(注) バイオマス 加工施設のほか 木質バイオマス発 電施設 (注2) 木質資源利用ボイ ラー施設 木質燃料製造施設 小規模水力発電施設 その他	※具体名		式 式 式 式 －
		木質エネルギー等 利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 m ² －
木質バイオ マス利用促 進施設整備	未利用間伐材 等活用機材	未利用間伐材等 活用機械	移動式木材破碎機 移動式チップー 結束機			台 台 台

[illegible]

[illegible]

生活環境施設整備	連絡道整備	連絡道開設			路線	m
		連絡道改良			路線	箇所
		連絡道舗装			路線	m
	山村広場施設	山村広場			箇所	m ²
		駐車場				m ²
		休憩施設			棟	m ²
		取付道路			路線	m
		歩道			路線	m
		衛生施設			棟	m ²
		ごみ焼却施設				基
		簡易給排水施設				式
	集落水利施設	管理施設				m ²
		その他		※具体名	棟	—
		簡易給排水施設				式
		防火用水槽				基
		その他		※具体名		—

注 1：出力 1 万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする施設を除く。

注 2：「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第 9 条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設本体及び電力広域的運営推進機関が実施する「長期脱炭素電源オークション」において落札した電源に係る発電施設本体を除く。

別表 2

指標のガイドライン

- 1 全体指標の設定単位は計画主体ごと、個別指標の設定単位は事業主体ごととする。
- 2 地域提案については、補完し、連携して実施するメニューに準ずるものとする。
- 3 下表のうち、○は必須、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択、◎は事業内容等により必ず選択する指標とする。

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
望ましい林業構造の確立	沖縄林業構造確立施設の整備	・林業機械作業システム整備 ・効率化施設整備 ・活動拠点施設整備	下刈り作業車、林業用資材運搬ドローン等の造林、保育等の機械 ●地拵えに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●下刈りに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●地拵え及び下刈りに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率） その他の機械 ●素材生産量（目標値） ●素材生産性（目標値） ◎経営計画の作成率（目標値）【活動拠点施設整備に係るもの】 ＊上記のうち、2つ選択すること	下刈り作業車、林業用資材運搬ドローン等の造林、保育等の機械 ●地拵えに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●下刈りに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●地拵え及び下刈りに要するh a 当たりの人工数（縮減率） ●苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率） その他の機械 ●素材生産量（目標値） ●素材生産性（目標値） ◎経営計画の作成率（目標値）【活動拠点施設整備に係るもの】 ＊上記のうち2つ選択すること
		・コンテナ苗生産基盤施設等整備	●コンテナ苗の生産量（増加量） ●コンテナ苗の生産量（増加率） ●コンテナ苗生産（5万本以上）事業体数割合 ●幼苗等の配布を受けて分業化に取り	●コンテナ苗の生産量（増加量） ●コンテナ苗の生産量（増加率） ●幼苗等の配布量（増加量） ●幼苗等の配布量（増加率） ●幼苗等を配布した戸数

	組む事業体数割合	●国庫補助相当額に対する効果 ＊上記のうち2つ選択すること
・特用林産振興施設等整備	●対象品目の生産量（増加率） ●対象品目の造成面積（増加率） ●対象品目の生産性（向上率） ●対象品目の生産コスト（縮減率）	●対象品目の生産量（増加率） ●対象品目の造成面積（増加率） ●生産性（向上率） ●生産コスト（縮減率） ○選定経営体との連携状況 ○地域材利用量
・木材加工流通施設整備 ・森林バイオマス等活用施設整備	○地域材利用量（増加量・増加率） ◎素材生産量（目標値）＜木材加工流通施設等＞ ◎木質バイオマス利用量（増加量）＜木質バイオマス＞ ◎都道府県全体並びに都道府県及び市町村の低層の公共建築物の木造率及び木造率の伸び率＜木造公共＞	●地域材利用（加工）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（流通）量（目標値・施設の効率性） ●地域材利用（乾燥）量（目標値・施設の効率性） ◎製材等の生産性（目標値） ◎乾燥材率（目標値）
・未利用間伐材等活用機材整備 ・木質バイオマス供給施設整備 ・木質バイオマスエネルギー利用施設整備		○木質バイオマス利用量（増加量・施設の効率性）
・木造公共施設整備		○施設利用者数（施設の効率性） ○単位面積当たりの地域材利用量（施設の効率性） ○単位面積当たりの事業費（施設の効率性） ○CLT利用量（新技術の普及）
・森林空間活用施設整備	○効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者による素材生産量（増加量・増加率）	○施設利用者数（施設の効率性）

	・需要拡大施設整備	○効率的かつ安定的な林業経営を担い 得る者の数（増加量・増加率）
	・生活環境施設整備	○施業等の集約化に関する長期施業受 託面積（増加量・増加率）

様式1

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業の(変更)事業計画書の提出について

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第2に基づき、(変更)事業計画書を提出します。

(変更の場合は、以下を記載する。)

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

(注)

1. 事業計画書を提出する場合は様式2及び様式3を添付すること。
2. 変更事業計画書を提出する場合は(1)～(3)のとおりとする。
 - (1) 事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
 - (2) 様式2のうちの事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。
 - (3) 様式3については、当初事業計画書に添付したものと変更がある場合のみ添付すること。

作成年度	年度
------	----

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業
(変更)事業計画書

第1. 基本的事項

1. 森林・林業・木材産業の現状と課題

※(現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述。林業・木材産業に係る現状・課題等については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等を参考に記述。)

2. 施策の基本方針

※(課題解決のための基本方針等を記述。林業・木材産業に係る今回の取り組みについては、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等との関係を記述。)

3. その他

※(特記すべき事項がある場合、記述)

第2. 事業計画

1 計画主体ごとに目標単位で設定する目標を定量化する指標(全体指標)

目標	メニュー	全体指標	指標設定の考え方 (目標との関連性)	現状値			目標値			備考
				数値	単位	年度	数値	単位	年度	
望ましい林業構造の確立	沖縄林業構造確立施設の整備									

(注)

- 1 目標単位での事業計画がある場合は、該当する全体指標について記載すること。
- 2 全体指標については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表2に定める事項を記載することとし、全体指標ごとに定める()書き内の増加量、増加率等については、備考欄に記載のこと。
- * 行については、適宜加除のこと。

2 事業主体ごとに目標単位で設定する目標を定量化する指標(個別指標)

目 標	メニュー	事業種目	実 施 市町村	事 業 主 体	事業内容	事業費 (千円)	交付金(国費)			個別指標						費用 対効 果分 析の 結果	備 考		
							事業費 (千円)	附 帯 事務費 (千円)	合計 (千円)	個別 指標	単位	現状値	1年目	2年目	3年目			4年目	目標値
												(年度)	(年度)	(年度)	(年度)			(年度)	(年度)
望ましい林業構造の 確立	沖縄林業構造確 立施設の整備			計															
総 計																			
うち地域提案																			

- (注)
- 個別指標については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表2に定める事項を記載することとし、個別指標ごとに定める()書き内の増加量、増加率等は、備考欄に記載のこと。
 - 事業種目については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は施設区分①～④(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
 - 事業主体欄には、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別紙2の別記(種目別基準)の事業主体欄の事業主体ごとの番号①～④を事業主体名の前に記載のこと。
 - 交付金(国費)欄の事業費については、附帯事業費を含めて記載すること。また、備考欄には、目標ごとの附帯事業費の計を上段に「附帯事業費円」と、下段にはその交付金(国費)分を()書きで記載すること。
 - 県附帯事務費及び市町村附帯事務費については、目標ごとの附帯事務費合計欄における合計額の下段に「県附帯事務費〇〇」、「市町村附帯事務費〇〇」と記載のこと。また、総計欄における附帯事務費についても同様とする。
 - 事業主体ごとに計、全ての計を総計に記載すること。
 - 総計のうち地域提案事業の計を記載すること。
 - 地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとする事業種目の欄に記載することとし、備考欄に地域提案である旨を記載すること。
 - 交付物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - その他(該当する場合は、備考欄に記載のこと)
 - コンテナ苗生産基盤施設等整備について、事業主体が「認定特定増殖事業者」に該当する場合は、「認定」と記入。また、目標値の達成が6年目以降となる場合は、達成年度までの毎年目標値を記入。
 - 木材加工流通施設等整備については、位置づけられている広域流通構想等の構想名
 - 木造公共建造物等整備については、交付対象事業費
 - 木造公共建築物等整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - 木造公共建築物等整備のうち、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき策定した市町村方針に基づく取組については方針名
 - 木質バイオマス利用促進施設整備のうち、バイオマス産業都市構想に基づく取組については、バイオマス産業都市構想の名称及び公表年月日を記入。
 - 施設の貸付けを行うものにあつては、貸付けを受ける(計画している)事業体名を備考欄に記入する。
 - * 行については、適宜加除のこと。

事前点検シート

計画主体名			
実施年度	年度	総事業費	千円
		(うち交付金	千円)

1 計画全体について

	項 目	チェック欄	備考欄
(1)	森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、林業労働力の確保の促進に関する基本計画、木材安定供給確保事業に関する計画等をはじめ、その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。		
(2)	事業実施関係者のみならず、関連部局、地域住民等との合意形成・連携・調整が図られているか。		
(3)	計画主体、事業主体及び関係者で協議会を設置するなど、事業の推進体制は確立されているか。		
(4)	事業計画を公表することとしているか。		
(5)	事後の評価結果について公表することとしているか。		
(6)	目標値については、沖縄県における各種計画の目標数値との整合が図られており、かつ、情勢の変化や前年度の施策の効果の評価を踏まえて算定し、関係者の合意が得られたものであるか。(※1)		
(7)	前年度までの計画と同一の目標値を掲げている場合、本計画の目標値は、前年度までの計画の目標値を上回っているか。(上回っていない場合、その理由が整理されているか。)(※2)		
(8)	構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に掲げる目標達成に資するものであるか。		
(9)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。		

(注)

- 1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナシの場合は「－」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入)
- 2 (※1): どのような手段により、どのような者と合意形成を図ったか備考欄に記載のこと。(別様可)
- 3 (※2): 構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等の目標数値を適用しない場合、現状値及び目標値設定の根拠(理由)を備考欄に記載のこと。(別様可)

	項 目	チェック欄							備考欄
		メニュー名							
		事業主体名							
		工種							
(1)	事業主体の適正性								
	ア	取扱の別記に定める事業主体の種類ごとの要件を満たしているか。							
	イ	事業を相当期間継続することが確実であり、規約等により適切な施設運営が行われることが確実であると認められるか。							
	ウ	事業費3,000万円以上の場合は、法人化しているか。							
	エ	過去に実施した林野庁補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計実地検査において、目標の達成度合いが低調等の指摘を受けていないか。							
	オ	エに該当する場合、事業を実施する妥当性は認められるか。							
(2)	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間(施設の耐用年数相当)継続して使用できる見込みがあるか。								
(3)	適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。								
(4)	補助対象となる施設を担保に供することを前提とするような資金調達計画となっていないか。(国の制度資金を除く。)								
	ア	制度融資名							
	イ	金融機関名							
(5)	自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付対象とするものでないか。								
(6)	個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。								

(7)	事業費積算等の適正性								
	ア	事業費の算出は、沖縄県等の標準単価や歩掛り等を基準として適正に行われているか。							
	イ	整備コスト等の低減に努めているか(木質バイオマス利用促進施設の整備と木造公共建築物等の整備については、PFI等の適用を検討することにより、事業全体のコスト低減を図っているか)。							
	ウ	下限事業費が定められている場合は、その金額以上となっているか。							
	エ	附帯施設・備品は交付対象として適正か。(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。)							
(8)	施設等の仕様は、沖縄県等において一般的に使用されているものを基準としているか。								
(9)	施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。								
(10)	周辺の環境や景観への配慮がなされており、また、当該地域に係る土地利用計画に即しているものとなっているか。								
(11)	建物に係る敷地整備の面積は、建坪の概ね3倍以内となっているか。								
(12)	新技術を導入する場合は、現地での事業効果の発現が十分に明らかとなっているか。								
(13)	個々の事業の受益戸数は3戸以上となっているか。								
(14)	個人施設への補助ではないか、また、目的外使用のおそれはないか。								
(15)	施設の入替え、増築、改築、併設又は合体を行う場合、古品古材を利用した施設整備を行う場合は、運用に定める要件を全て満たしているか。								
(16)	施設の整備に当たり、木造を検討したか。木造が困難な場合、施設における木材利用を検討したか。困難な場合、理由を整理したか。								

(17)	木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)の規定に基づき、「製材の日本農林規格」(平成19年農林水産省告示第1083号)又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」(昭和49年農林省告示第600号)の格付けがされたものかつ地域材を使用することになっているか。								
(18)	収支を伴う施設の適正性								
	ア 収支計画を策定しているか。								
	イ 事業費が5,000万円以上の施設については、計画の経営診断を実施し、指摘された改善点を事業計画に反映した上で計画を策定しているか。								
	経営診断日								
	ウ 補助残に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか。								
	エ 補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等から融資が確実であるか。								
	オ 財務状況が健全であるか。								
	カ 生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、運用に定める下記要件を全て満たしているか。								
	追加事業実施年度において、目標年度における目標数値を達成、又は達成されることが確実であるか。								
	需要先が確保され、供給量の増大が可能であるか。								
	追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字、又は黒字になることが確実であるか。								
	資金の調達が確実であるか。								

	キ	原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。							
	ク	森林組合が単独で事業主体となる場合は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者として登録を受けているか、又は中核組合に認定されているか。							
(19)		高性能林業機械等の林業機械の導入については、既存機械も含めたシステムの中で生産性の向上や効率化に資するものであるか。							
(20)		木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「地域内エコシステム」の構築に資する取組については、付表によりその内容が適正であると確認したか。							

(21)	木質バイオマス供給施設整備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設が「地域活用要件」の内容を満たす場合、付表2によりその内容が適正であると確認したか。								
(22)	木材加工流通施設等の整備のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画となっているか。								
(23)	木材加工流通施設等の整備のうち、1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成に当たり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映しているか。								
(24)	木材加工流通施設等の整備については、事業実施に当たり、付表3のチェックリストにより、森林資源の持続性の確保に係る適切な対応がされていると確認したか。								
(25)	取扱の別記に定める施設ごとの要件を満たしているか。								
(26)	事業による効果の発現の見通し								
	ア 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。								
	イ 算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。								
	ウ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。								
(27)	整備後の施設の管理・運営の見通し								
	ア 施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。								
	イ 施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。								

(28)	施設等の利活用の見通し								
	ア	近隣市町村の類似施設の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。							
	イ	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を踏まえているか。							

(注)

- 1 チェック欄には、事業主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当無しの場合は「－」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入)
- 2 メニュー名(略称)
沖縄林業構造確立施設の整備(沖縄林構)
- 3 チェック欄は、適宜加除すること。

様式3(付表1)

地域内エコシステム確認シート

対象地域について	対象地域名	例) 沖縄県〇〇町〇〇地区		
	対象地域の概要	人 口:〇人 素材生産量:〇m ³ /年		
地域協議会について	構成員と その所掌	行政 :例) 〇〇町	例) 全体進捗の管理、初期需要の創出	
		例) 森林関係者: 〇〇森林組合	例) 材の安定供給	
		例) 地域産業 : 〇〇産業(業種)	例) 新たな熱需要先の検討・創出	
		例) 地域住民 : NPO法人〇〇	例) 新たな熱需要先の検討・ワークショップの開催	
	協議会における 主な協議事項	例) ・材の買取価格、供給量、期間について ・熱の供給価格について ・PDCAサイクルの確認		
材の調達について		例) 協議会の構成員となっている〇〇森林組合から全量を調達		
利益還元について	森林関係者への 利益還元	例 1) 材の買取価格を引き上げ 現行〇円/m ³ ⇒導入後〇円/m ³ 例 2) 本事業により得られる収益を再造林費用に充当 〇円/ha		
	地域住民への 利益還元	例) 本事業により新たに〇人の雇用を創出		
導入予定先及び 導入施設について	導入済施設①	例) 〇〇小学校	例) 薪ストーブ	例) R〇年に既存の灯油ストーブから転換
	導入済施設②	例) 〇〇公民館	例) 木質バイオマスボイラー	例) R〇年に既存の重油ボイラーから転換
	導入予定施設①	例) 〇〇工場	例) 木質バイオマスボイラー	例) 工場の新設に併せて導入
	導入予定施設②	例) 〇〇森林組合	例) 薪割り機	例) 古品を新規導入
低コスト化に向けた取組		例 1) 〇〇により施設整備費を極力低減。 例 2) 〇〇により省力化を図り、ランニングコストを低減。		
PDCAサイクルによる検証の仕組み		例 1) 町においてロードマップを作成の上、副町長をトップとする進捗状況を確認する部会を立ち上げ。 例 2) 地域協議会において、複数の部会を設け、各部会ごとに〇月に1度進捗を確認。進捗が思わしくない場合には、有識者からの助言を受け改善計画を策定。		

(注)1 記入欄は、適宜加除すること。

2 本事業による補助申請対象施設には下線を付すこと。

「地域活用要件」確認シート

発電事業者名	例) ○○
所在地	例) ○○県○○市○○地区○○
FIT認定番号 (認定年月日)	例) ○○ (○○年○○月○○日)
発電施設名称	例) ○○発電所
発電設備の出力(kW)	例) ○○kW
燃料供給事業者名 並びに当該事業者からの 供給予定燃料の種類 及び量(t/年)	例) ○○事業者 木質チップ(未利用)○○DBt/年 バーク(未利用) ○○WBt/年(水分率○%で計算) ※交付申請予定の供給事業者・供給施設について記載する。
該当する地域活用要件 の種類と該当すると判断 した理由	例 1)「自家消費型・地域消費型」 (該当理由) ・当該発電設備により発電される電気量の○○%(少なくとも30%以上)を自家消費している。 ・産出された熱を○○として常時利用する構造を有しており、当該発電設備により発電される電気量の○○%(少なくとも10%以上)を自家消費している。 例 2)「地域一体型」 (該当理由) ・○○町との○○協定において、災害時を含む電気又は熱の○○町への供給が位置付けられている。 ・○○町が直接出資している。

(注)記入欄は適宜加除すること。

様式3（付表3）

森林資源の持続性確保のためのチェックリスト

項 目		チェック欄		備考欄
		(事業実施主体)		
	事業実施主体名		(沖縄県)	
(1)	木材加工流通施設の整備が、事業実施主体のみならず、地域の森林・林業全体の相互利益につながるものであること（事業実施主体がこの点を理解して取り組むことが、県において十分に確認されていること）。			
(2)	木材加工流通施設の整備計画・内容が、地域におけるA、B、C、D材の供給可能量等からみて、製材、合板、集成材、プレカット、木質バイオマス利用施設等がバランス良く配置され、資源価値の最大化、各段階において必要な相互利益が得られるよう配慮がなされた県の姿勢と齟齬がないこと。			
(3)	当該木材加工流通施設の整備により必要となる原木について、その調達、森林資源の量、成長量、齢級構成、路網の計画（到達可能森林）、再造林率、労働力の確保等の観点からみて、将来にわたって確実であること。			
(4)	再造林の確保のため、県において、次のいずれかを実施していること。			
	① 再造林の推進に関し、特定植栽促進区域の指定を進めたり、森林所有者、素材生産事業体、造林事業体等又は市町村への働きかけを文書等明確な形で実施していること（※）			
	② 県単独事業による再造林支援（森林環境譲与税によるものを含む）（※）			
	③ 再造林基金の設立や基金への拠出（※）			

（注）

1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナシの場合は「－」を記入すること。

2 （※）： 具体的な取組内容を備考欄に記載すること。（別様可）

様式4

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業実績報告書の提出について

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用第4に基づき、実績報告書を提出します。

(注) 様式4(付表)を添付すること。

様式4(付表)

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業費明細

区 分	市町村名	事業主体	施行箇所名	メニュー	事業種目	工種又は施設区分 ①～④	構造規格、規模 又は事業量		事業費 (A)+(B)+ (C)+(D) 円	経 費 内 訳				工 期		備 考
							数値	呼称 単位		交付金	県 負 担 金	市町村 負担金	その他 負担金	着 手 (予定)	完 了 (予定)	
										(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	年月日	年月日	
望ましい林業構造の確立																
		事業種目計														
		メニュー計														
		計														
合 計																

(注) 1 「工種又は施設区分」の欄は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い別表1に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。
2 「構造、規格又は規模」の欄は、建物の延べ床面積等について記載すること。また、取扱い別表1に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、1件(単品目)ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。
3 「工期」の欄は、取扱い別表1に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。ただし、事業主体ごとに「工期」が同一の場合には、「細計」欄に記載すること。
4 備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額(内税)を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

様式5

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業達成状況報告書の提出について(速報)

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用第4に基づき、目標達成状況について報告します。

(注) 運用第6の2の(2)のただし書きによる報告については、標題に(速報)と記載のうえ様式5の2を添付する。

1. 全体評価

(1) 全体指標の達成状況

目標	メニュー	全体指標	現状値			目標値			目標年度の報告			備考
			数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成率 (%)	年度	
望ましい林業構造の確立												

(注)

- 1 全体指標、現状値、目標値、単位については、事業計画の内容とすること。
- 2 達成率は、目標年度の実績／目標値とすること。
- 3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること(別様可)。
- 4 報告年度については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6に基づくこと。

* 行については、適宜加除すること。

(2) 総合評価

目標ごとに事業評価を分析したうえでその評価について記述するとともに、事業実施上明らかとなった今後の課題とその解決策を記述する。

計画主体の評価及び今後の課題とその解決策

目標	本事業により実施した目標の分析とその評価	今後の課題とその解決策
望ましい林業構造の確立		

(注)

- 1 報告年度については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6に基づくこと。
- 2 本表には、目標ごとに評価等を記入すること。

* 行については、適宜加除すること。

2. 個別事業評価

(1) 施設の利用状況

目標	メニュー	事業種目	事業主	施設区分	設置年度	個別指標 (目標値)	達成状況					備考
							1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	目標 年度 (○年度)	

(注)

- 「個別指標」の欄には、事業計画に記載した個別指標及び目標値を記入すること。
- 「達成状況」の欄には、各調査年度について上段に目標値、中段に実績値、下段に達成率(実績値／年度ごとの目標値)を記入すること。
ただし、数値を縮減する(減少させる)ことを目標とする指標における達成率については、各年度の目標値／実績値とすること。
- 報告年度については、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6若しくは第8の3に基づくこと。
- 利用料等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。
- 木材加工流通施設等の整備について、製品出荷量実績におけるJASの格付率又は入荷量に占めるJAS製材品の割合の報告を要する場合は、達成率の下に括弧書きで記載すること。
- 木造公共建築物等整備については、個別指標の実績のほか、以下の項目をとりまとめて併せて報告すること。
(1) 沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱いの別記(種目別基準)の8の(5)の④に係るJAS製材品の使用量、同基準の8の(5)の⑤に係る地域材及び合法伐採木材の使用量を備考欄に記入すること。
(2) 調査初年度から目標達成年度までにおいて、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱いの別記(種目別基準)の8の(5)の⑧の木材利用を通じた社会的課題解決の指標の状況をとりまとめて添付すること。
- 木質バイオマス利用促進施設の整備については、未利用木質資源以外の木質バイオマスを利用した場合、「達成状況」欄の木質バイオマス利用量の実績の下段へ、その内数として未利用木質資源以外の木質バイオマスの利用量を()書きにより記載し、備考欄にその内容を()書きで記載すること。
- 林業機械については、個別指標の達成状況のほか、毎年度の機械の稼働時間及び稼働日数を記載すること。
- コンテナ苗生産基盤施設等整備について、事業主体が「認定特定増殖事業者」に該当し、目標値の達成が6年目以降となる場合は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6の2に基づく「報告年度」のほか、目標値の達成年度まで欄を追加して記載すること。

(2) 収支実績

収入支												
メニュー	事業種目	事業主	施設等 区分	設置年度	項目	目標値	報告年度					備考
							運用開始年度	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	
					収入							
					支出							
					収支差							
					収入のうち 公的資金等							
					収入							
					支出							
					収支差							
					収入のうち 公的資金等							

(注)

1 「収支実績」については、以下の収支を伴う施設について記載すること。

- | | | | | |
|------------|--------------|-----------------|--------------------|------------------|
| ①木材製材施設 | ⑥木材加工施設 | ⑪木材集出荷販売施設 | ⑯品質向上・物流拠点施設 | ⑳コンテナ苗生産基盤施設等 |
| ②集成材加工施設 | ⑦木材材質高度化施設 | ⑫森林バイオマス再利用促進施設 | ⑰チップ加工施設 | ㉑コンテナ苗幼苗生産高度化施設等 |
| ③プレカット加工施設 | ⑧特用林産物生産施設 | ⑬木質エネルギー等利用促進施設 | ⑱新しい木材活用のための加工供給施設 | |
| ④丸棒加工施設 | ⑨特用林産物加工流通施設 | ⑭木質バイオマス供給施設 | ⑲直交集成材加工施設 | |
| ⑤杭加工施設 | ⑩廃床等活用施設 | ⑮合・単板加工施設 | ㉒森林空間活用施設 | |

なお、利用料金等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。

2 「施設等区分」については、①～㉒を記載すること。

3 項目の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記入すること。(収入の内数)

4 「目標値」の欄には、事業計画書の作成段階における収支計画を記入すること。

5 「報告年度」の欄は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6に基づくこととし、実績を各年度ごとに記入すること。

6 「目標年度」の欄には、目標年度の収支を記入すること。

7 「収入」は、販売額又は利用料等とすること。

8 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却費等支出に計上すべきものを正確に積み上げること。

9 コンテナ苗生産基盤施設等の整備について、事業主体が「認定特定増殖事業者」に該当し、目標値の達成が6年目以降となる場合は、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第6の2に基づく「報告年度」のほか、目標値の達成年度まで欄を追加して記載すること。

様式6

費用対効果分析結果報告書

1 県 名 沖 縄 県

2 事業類型及び実施地域名

3 事業実施期間 年度～ 年度

4 費用対効果分析結果総括表

事業区分	事業種目	市町村	事業主体	施設名 (路線名)	効果計測項目	投資効率

5 費用対効果分析結果個別表(作業道等関連施設等)

路線名 分析対象期間 年

事業期間	年～ 年(ヶ年)	総事業費	千円
開設延長	m	利用区域面積	ha

効果項目		効果額 (千円)	備 考
区分	項目		
効果額計 B		千円	
費用計 C		千円	うち維持管理経費 千円
投資効率 B/C			
マイナス効果の概要			
上記施設整備に係る森林伐採面積(作業道敷等)			ha
伐採材積			m ³ /ha
年成長量			m ³ /ha

(注) 1 効果額は、現在価値(割引後)を記入する。

2 備考欄には、評価期間に係る伐採量等を記入する。

3 算定根拠となる参考資料を添付すること。

4 費用対効果分析を行った単位施設ごとに作成すること。

6 費用対効果分析結果個別表（生産関連施設等、特用樹林造成等）

施設名

区 分		効 果 等
投下した総事業費	A(千円)	
効果の内訳		
(1) 直接効果		
①		
②		
～		
(2) 間接効果		
①		
②		
～		
年総効果額	B(千円/年)	
総合耐用年数	C(年)	
還元率	D	
妥当投資額	$E = B \div D$ (千円)	
廃用損失額	F(千円)	
投資効率	$G = (E - F) \div A$	

(注) 1 各区分における算定根拠となる参考資料を添付すること。

2 特用樹林造成等の場合には、年効果額を年効果額の効果合計額に読み替えて記入すること。

3 効果の内訳については、算定した効果額ごとに記入すること。

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

改善措置実施報告書

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用第6の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。

記

1. 基本的事項
 - (1) 目標
 - (2) 事業実施箇所
 - (3) 事業主体
 - (4) 個別指標の達成状況
2. 改善措置の内容(要因分析・今後の改善策等を記載)
3. 改善措置の実施時期
4. 添付書類
 - (1) 事業実施主体による改善計画書等
 - (2) 経営指導の実施状況及び内容等がわかる書類※

※例：中小企業診断士等による経営診断書、改善コンサルティング報告書等

様式8

番 号
年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事

年度沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業交付金交付決定前着手届

沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い第11の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. メニュー名
2. 事業費
3. 事業主体
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合にこれらの損失は事業主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。